

4.復興の取り組みの成果

(1) 市民生活の復興

方針①: 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。

主な事業成果

- 個々の住宅再建希望に応じた各種支援を通じて、恒久住宅への移転が円滑に行われ、計画より2年早くプレハブ仮設住宅の解消が図られた。
- 地域主導による用地確保や、いわゆる「差込型」による移転地整備などにより、効率的な事業実施と土地の有効活用が図られた。
- 被災前の居住地に近接したエリアに宅地を整備した事例が多く、被災住民の定住意識の定着につなげることができた。
- 県と連携して取り組んだ災害公営住宅は、平成28年度までに、県、市合わせて801戸の整備を完了することができた。

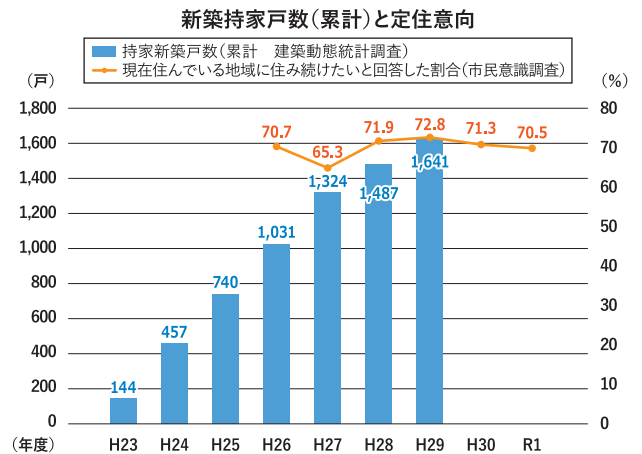
課題 [成果向上につながるポイント]

- 地域コミュニティの維持、醸成
- 災害公営住宅入居者への支援(孤立防止、入居者のコミュニティの醸成)
- 被災跡地の利活用
- 市営住宅等の適正管理

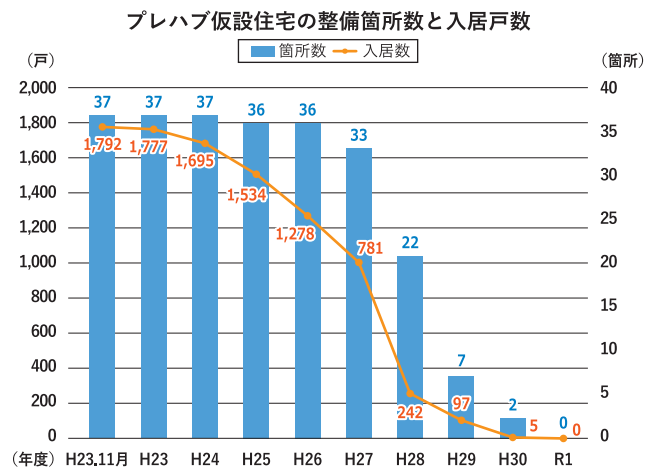
指標

① 住宅再建

- ・ 平成23年度から28年度までに着工された新築持家戸数(岩手県 建築動態統計調査)は約1,500戸となっており、特に平成24~27年度で年間約300戸の持家が着工されている。
- ・ 現在住んでいる地域に住み続けたいと回答した割合は概ね7割となっている。(大船渡市市民意識調査)



- ・ プレハブ仮設住宅は、市が建設用地を確保し、県が37団地1,801戸を整備した。(平成23年3月25日着工、平成23年7月28日竣工)
- ・ 平成26年11月にプレハブ仮設住宅の撤去・集約化計画を公表、学校敷地及び民有地からの撤去を優先的に進め、平成28年度中に6校の校庭の供用を開始し、残り2校も平成29年8月には供用を開始した。
- ・ 令和元年5月末までに全員退去し、令和2年1月8日に全てのプレハブ仮設住宅の撤去が完了した。



※1 プレハブ仮設住宅の全整備戸数は1,811戸(市管理分1,801戸、県管理分10戸)
参考:市住宅公園課集計数値

生活再建住宅支援事業補助金交付実績

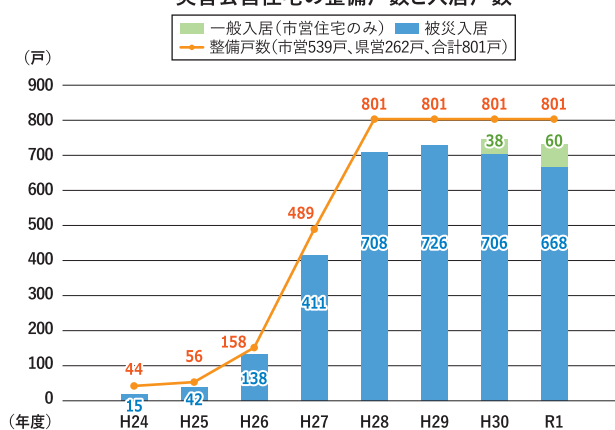
(単位:人、千円)

補助金名		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2.9末	計
住宅移転等敷地造成費	件数	124	130	82	61	35	14	15	6	4	471
	金額	36,739	37,346	23,660	16,924	10,287	4,086	4,500	1,644	1,200	136,386
復興住宅新築	件数	76	162	171	201	183	53	67	20	6	939
	金額	53,500	126,700	144,700	165,400	157,100	46,200	55,500	16,400	6,000	771,500
被災住宅補修等	件数	352	172	116	65	32	24	20	19	12	812
	金額	135,614	62,482	42,928	26,807	11,035	9,316	7,711	11,177	8,129	315,199
被災宅地復旧	件数	158	67	53	38	18	10	9	14	4	371
	金額	154,603	71,346	64,673	41,402	16,446	11,017	8,786	15,186	5,264	388,723
被災住宅債務利子補給	件数	38	176	150	121	84	53	39	14	7	682
	金額	12,828	441,691	411,298	349,898	220,565	121,736	119,719	26,713	17,457	1,721,905
住宅再建移転	件数	—	471	205	298	289	73	59	24	47	1,466
	金額	—	23,550	10,250	14,900	14,450	3,650	2,950	1,200	2,350	73,300

参考:市住宅公園課集計数値

- 住宅の自主再建が困難な被災者のために、災害公営住宅を整備。市営22団地539戸、県営3団地262戸の計25団地801戸が完成し、平成28年度までに入居が完了。
- 整備にあたっては、県の災害公営住宅整備方針(入居者のコミュニティ促進に資する活動を行えるよう配慮する)に基づき、集会所を設置(1団地8戸以下の小規模団地を除く)。令和元年度の1カ月の平均利用回数は、1団地当たり12回(お茶会、ラジオ体操、役員会等)で、コミュニティ形成の場として活用されている。
- 災害危険区域内の居住に適さない区域にある住居の集団移転を促進するため防災集団移転促進事業を実施し、市内21地区に366戸の住宅用区画を整備するとともに、住宅建築に伴う住宅ローンの利子補給等の支援を行った。
- 大船渡市では平坦地が少ないなどの地域事情を踏まえ、一定の規模の宅地を一体の団地として整備することが原則である防災集団移転促進事業の実施にあたって、移転戸数5戸以上を対象とするよう国に対し要望を行い、これによりある程度の区域内に点在する区画を同一エリアとみなすことが可能となった。

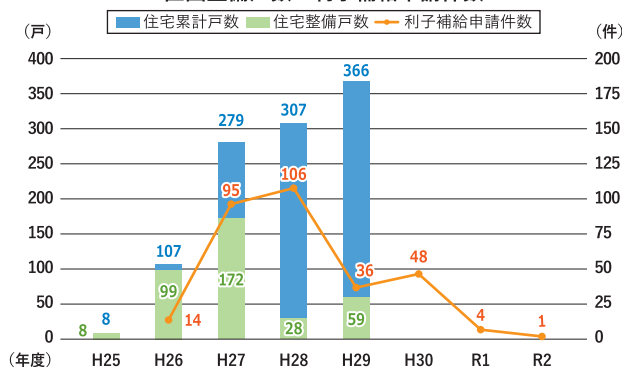
災害公営住宅の整備戸数と入居戸数



※災害公営住宅では、被災者のみであった入居要件を緩和し、市営では平成30年9月募集時から、県営では令和2年6月募集時から被災者以外の入居を可能とした。

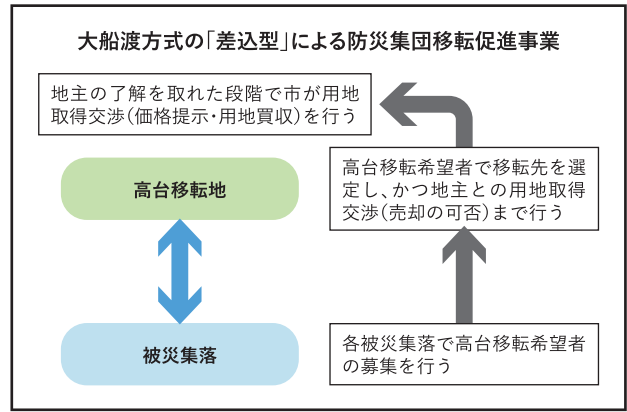
参考:市住宅公園課集計数値

区画整備戸数・利子補給申請件数



参考:市復興政策課集計数値

- ・ 団地整備にあたっては、防災集団移転促進事業への参加者が移転先の選定や地権者との用地交渉を行いながら、地域内に存在する未利用地等を活用し小規模な団地を整備するいわゆる大船渡独自の「差込型」の整備手法を取り入れることで、地域コミュニティの維持や団地造成に係る大規模投資の抑制につながった。
- ・ 令和2年9月末時点で366戸のうち360戸が引渡し済で空き区画は6戸となっている。差込型により早期の団地整備が図られるとともに、必要な戸数だけを整備することで空き区画を最小限に抑えることができた。



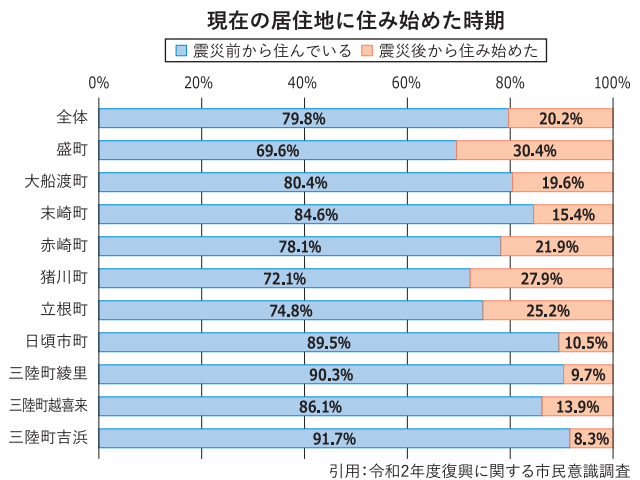
大船渡市における防災集団移転促進事業の移転戸数

項目			工期	
地区名	移転戸数			
大船渡町	1 大船渡	①下館下	15	H26.8～H27.5(300日間)
		②平	3	H26.12～H27.5(154日間)
末崎町	2	峰岸	21	H26.3～H27.6(469日間)
	3	神坂	9	H26.5～H27.3(321日間)
	4	細浦	13	H25.12～H27.1(408日間)
	5	小細浦	8	H25.3～H25.12(270日間)
	6 小河原	①(平林・上山)	35	H26.5～H27.6(418日間)
		②(鶴巻)	6	H26.3～H26.10(240日間)
	7 梅神	①	10	H26.5～H27.4(351日間)
		②	3	H26.3～H26.11(240日間)
	8	門之浜	13	H25.6～H26.3(291日間)
9	泊里	17	H26.6～H27.7(390日間)	
赤崎町	10 佐野	① ②	2	H25.11～H26.4(151日間)
		③ ④	3	H25.11～H26.5(190日間)
		①(森っこ)	34	H27.5～H29.9(840日間)
	②(洞川原)	3		
	11 中赤崎	②(久保前高台)	7	H27.2～H28.3(400日間)

項目			工期	
地区名	移転戸数			
赤崎町	中赤崎	④(駅周辺)	5	H26.6～H27.3(281日間)
		⑤(山口1)	10	H27.5～H28.9(500日間)
		⑥(お子守様)	—	H29.5～H30.4(347日間)
	12 永浜	①	1	H26.3～H26.9(180日間)
		②	27	H26.12～H28.11(688日間)
	13 清水	①	3	H25.12～H26.9(280日間)
② ③		2	H25.11～H26.3(119日間)	
④		1	H25.11～H26.4(134日間)	
14 蛸ノ浦		16	H26.6～H27.10(479日間)	
三陸町綾里	15 田浜	12	H25.5～H26.5(362日間)	
	16 港・岩崎	23	H25.6～H26.6(366日間)	
三陸町越喜来	17 泊	13	H25.3～H26.1(326日間)	
	18 浦浜南	11	H25.11～H26.12(392日間)	
	19 浦浜仲・西	10	H26.4～H26.12(268日間)	
	20 浦浜東・甫嶺	9	H26.6～H27.3(259日間)	
	21 崎浜	21	H26.2～H27.6(470日間)	
合計		366	—	

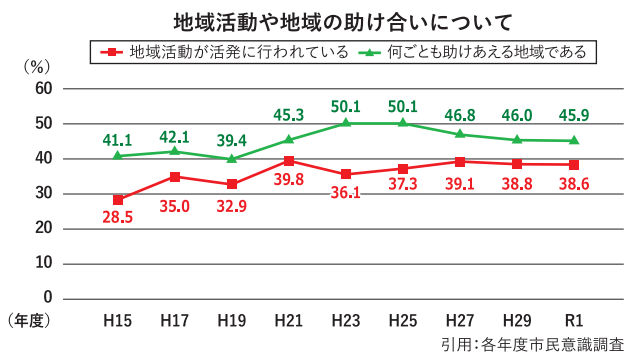
②地域コミュニティの形成

- ・ 平成27年9月から、災害公営住宅における団地会等の役員体制の構築や運営サポート、住民活動や地域交流活動の活性化が図られるよう、大船渡市復興支援員(コミュニティサポーター)等の伴走型支援による恒久的なコミュニティの構築を目指し、継続的な支援を行っている。
- ・ 令和2年度には、団地ごとの役員体制の構築や規約作成のための支援が一段落し、外部の支援団体等との連絡調整も団地会等が自主的に対応するようになってきた。一方で、運営が軌道に乗りつつある団地会等でも、役員の高齢化や成り手不足、モチベーションの低下などの課題が顕在化してきている。
- ・ 令和2年度に実施した「復興に関する市民意識調査」では、津波被災者の約8割が震災前と同じ地区に居住しており、地区別にみても、概ね7割以上の人が震災前と同じ



地区に住むに至っている。特に旧三陸町においては、震災前と同じ地区に住んでいると回答した人が9割を超える地区もみられる。

- ・ 地域活動の活発さは震災の影響で一時的に低下しているが、概ね38%前後で推移している。
- ・ 地域の助け合いについては、震災後の影響で強まったものの、平成25年度以降は減少し、概ね45%前後で推移している。



■災害公営住宅での健康体操の様子

復興の取り組みから得られた“気付き”

○ 今後の災害でもいかせること ● 今後いかすために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

- 地域の意向を反映した再建方針(再建手段、用地選定等)が、早期の生活環境確保とコミュニティの維持につながった。
- 日頃から地域コミュニティの醸成と、行政と地域とのつながりを密にする取り組みを進めることが重要となる。
- 住宅再建に関連する各種補助制度の申請窓口を一本化することで、被災者の負担軽減及び効率的・効果的な支援につながった。
- 団地会や被災世帯等に対する十分な説明と丁寧な個別対応により、プレハブ仮設住宅の撤去・集約化や住宅再建をスムーズに進めることができた。
- 仮設住宅の入居者同士で住宅再建について話し合うための場所として、集会所は当初から設置するのが望ましい。
- ★ 防災集団移転促進事業による買取地などの市管理の被災跡地に未利用の土地があることから、将来的な管理及び利用促進対策が必要である。
- ★ 市営住宅等が大幅に増加した一方で、既存の住宅では老朽化が進んでいるものもあることから、適正ストック数(管理戸数)となるよう災害公営住宅への集約を進めるなど公営住宅管理の適正化を推進する必要がある。



ポイント：“気付き”の分類について

復興に向けた様々な取り組みを進める中で、「功を奏した手法」や「今後の備えとして取り組むべきこと」など、将来の災害発生時の対応において気を付けるべき事柄を“気付き”としてまとめ、下記の3つに分類しました。

- ・・・復興の取り組みにおいてプラスに作用した事柄で、今後災害が発生した場合においても、同様の取り組みを維持・継続することでプラスの作用が期待できるもの
- ・・・復興の取り組みにおいて今後改善が必要と思われる事柄や、復興を進める中で新たに生まれた課題などで、今後災害が発生した場合に備えて、早期に課題解消に取り組む必要があるもの(比較的早期に改善に向けた取り組みに着手できる事柄)
- ★・・・復興の取り組みにおいて今後改善が必要と思われる事柄や、復興を進める中で新たに生まれた課題などで、復興計画期間後の総合計画や観光ビジョン等の各種計画の中で中長期的に取り組んでいく必要があるもの(改善に向けた程度時間を要する事柄)

(1) 市民生活の復興

方針②: 市民が安心して暮らせるよう保健、医療、介護、福祉など生活に密接に関係する各種サービスの充実を図ります。

主な事業成果

- 早期の診療施設の復旧により安定的に医療サービスを提供することができた。
- 被災者支援総合交付金を活用した看護師等による健康見守り訪問や健康運動教室、食生活改善交流、グリーフ(悲嘆)ケア・セミナー等の各種事業を通じて、被災者の健康維持、住民相互の交流促進を図ることができた。

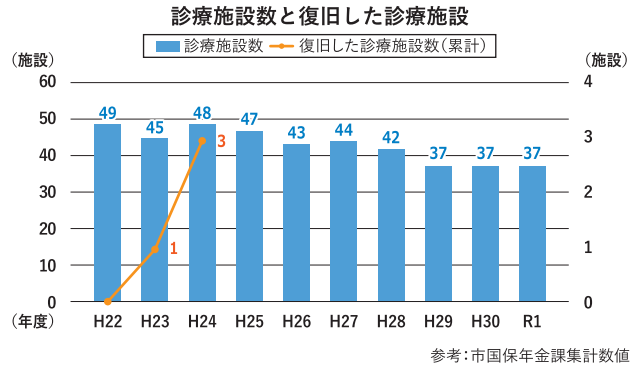
課題 [成果向上につながるポイント]

- 被災者に寄り添った継続的な支援
- 関係機関、団体間の情報共有の場づくり
- 保健師や看護師、介護職員など専門職の人材確保

指標

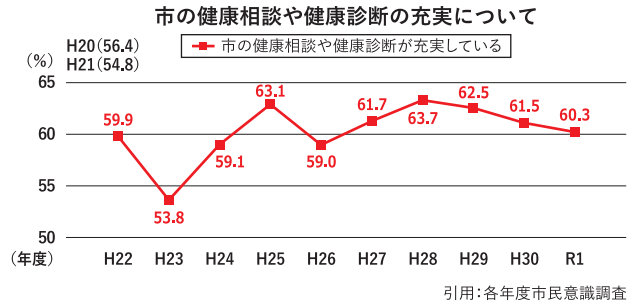
①施設の復旧

- ・ 被災した市の診療施設(綾里診療所、歯科診療所、越喜来診療所)は平成23~24年度で復旧したが、それ以後、市内の医科・歯科の診療施設は減少傾向にある。



②各種相談事業の実績

- ・ 一方、市の健康相談や健康診断については「充実している」という意向が、平成23年度に一旦低下した以降は被災前よりも高くなっており、健康づくりの各種取り組みが評価されていることが伺える。

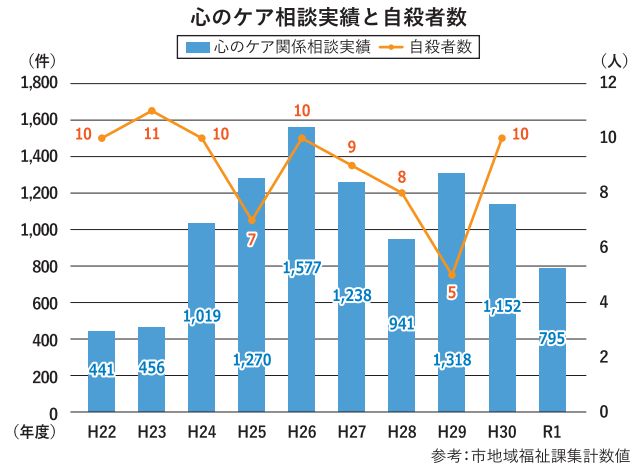


■復旧した綾里診療所・歯科診療所(平成24年度)



■「お茶飲み」活動の様子

- 過去の災害では、被災による心身への影響により、自殺による死亡が報告されており、被災者の健康回復への支援や孤立を防止する取り組みの重要性が指摘されている。
- 心のケア関係相談実績件数は、平成26年度がピークとなっている。
- 自殺者数は増減があるものの、震災前とほぼ変わらない人数である。



■グリーンケアセミナーの様子

復興の取り組みから得られた“気付き”

- 今後の災害でもいかせること ● 今後いかすために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと
- 新たな生活環境の中で「外に出るきっかけづくり」に被災者を対象とした料理教室や運動教室の開催が有効だった。
- 心の健康づくりは、広く市民を対象とするものと個別に必要な支援を提供するものの2本立てで実施することが重要であり、心の健康の保持・増進に有効だった。
- 保健、医療、福祉など様々な分野で被災者支援に取り組む中において、必要な支援を迅速に提供できるよう、所管の別にとられない窓口の一本化や関連する団体間で情報共有を図る必要がある。
- 心のケアなどの被災者に寄り添う支援は、環境変化等により後々問題が顕在化する場合もあることから、復興としての取り組み終了後も通常の地域保健活動へ移行しつつ中長期的に取り組む必要がある。
- ★ 保健師や看護師、介護職員など専門職の不足が震災後に顕著になったことを踏まえ、他市町村等との地域間連携を含め、対応人材の確保に向けた仕組みづくりを強化する必要がある。

(1) 市民生活の復興

方針③：災害廃棄物を適正に処理します。

主な事業成果

- 市内外の企業等の協力により、災害廃棄物の収集・運搬、分別・処理に至る体制が早期に確立され、作業の円滑化が図られた。
- 処理の過程で被災者の雇用創出、廃棄物の再資源化による公共事業への有効活用などが図られた。

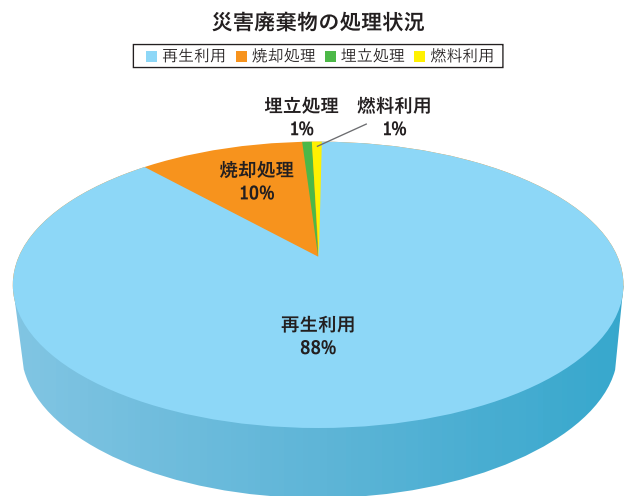
課題 [成果向上につながるポイント]

- 有事における災害廃棄物処理の協力体制整備
- 廃棄物処理後の再生利用に向けた関係事業者との協働関係の構築
- 大量の災害廃棄物処理の発生に備えた作業用地の検討、確保

指標

① 災害廃棄物の処理状況

- ・ 震災により発生した大量の災害廃棄物の分別・処理を行うため、赤崎小、中学校の校庭をはじめ市内に15か所の仮置場が設置された。
- ・ 平成23年3月22日に、市、岩手県、太平洋セメント大船渡工場、岩手県建設業協会大船渡支部、廃棄物処理業者等による「災害廃棄物撤去処理打合せ会」を開催し、その際に、太平洋セメント大船渡工場長から「分別をしっかりやればセメント材料に使える」との提案があった。
- ・ その提案を受け太平洋セメント大船渡工場を中心に据えた処理システムを検討し、平成23年6月22日から焼却処理を行った。
- ・ 市は岩手県建設業協会大船渡支部と連携し、建設業者が被災者を雇用して、ガレキの撤去・分別作業を行う大船渡市東日本大震災被災者支援事業を平成23年4月から平成26年3月まで実施し、264人(平成26年3月末現在)を雇用了。
- ・ 太平洋セメント大船渡工場では、除塩施設を設けることで津波土砂混じりの不燃物も含めた幅広い性状の災害廃棄物を受け入れることが可能となり、合計97万トンを処理した。
- ・ 市内の水産加工業に関わる冷凍・冷蔵倉庫が津波により、損壊・貯蔵物の流失等が生じたが、水産物残渣の処理については、県を交え処理方法を協議した結果、海洋投棄については環境省の許可を得るまでの期間がかかりすぎること(廃棄物の海洋投棄は原則禁止)、また近隣に焼却施設が無く、焼却処分ができないことから埋立て(埋却)による一時保管を行うこととした。



再生利用	焼却処理	埋立処理	燃料利用	処理量計
552	65	4	3	624

(単位:千トン)

(資料:大船渡市東日本大震災記録誌、大船渡市復興計画推進委員会資料「大船渡市復興計画事業の進捗状況」、環境庁HP災害廃棄物対策情報サイト「平成23年3月東日本大震災における災害廃棄物の処理について」http://kouikishori.env.go.jp/archive/h23_shinsai/)

3月下旬	・ 冷凍・冷蔵倉庫内の水産物等の処理方針作成 ・ 埋却場所5か所10,700㎡確保、以後順次埋却場所の確保に当たり、5月上旬に最終的に9か所18,000㎡を確保した。
4月上旬	・ 埋却処理の開始に伴い、倉庫からの残渣の取出し、収集・運搬を行い5月下旬には大半の倉庫内の搬出を終了した。 処理量は約15,000トンとなり、確保した埋却場所もほぼ満杯の状態であった。
5月中旬	・ 埋却した水産物残渣の上部に1mほど覆土した。

・水産物残渣の運搬、処分

平成25年7月から搬出を開始したが、1社がたい肥化処理施設であったため、こぶし大の石の混入により受入れが中止となり、1日当たり17トン程度の処分量しかできなかった。

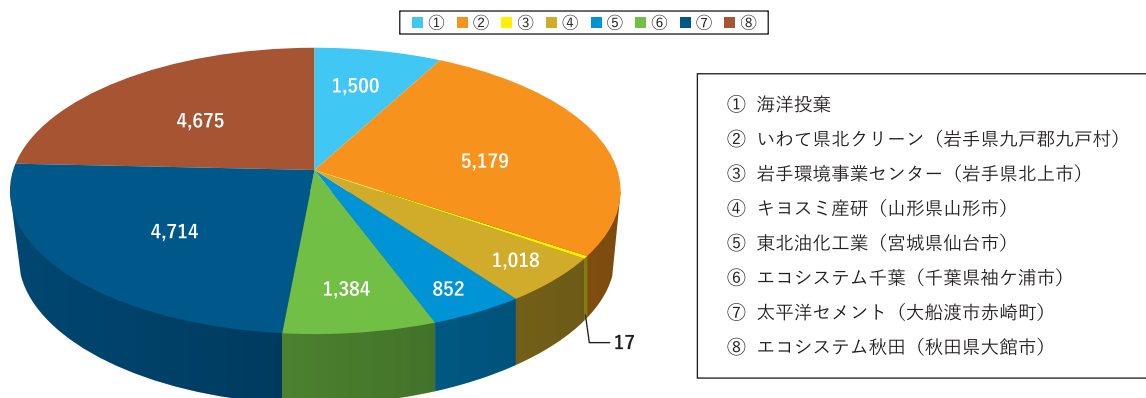
その後、関東から東北一帯の処分業者26社に受入れを打診したが、8月下旬に山形県の処分業者1社が受入れを承諾したものの、事前協議等に時間がかかり平成25年2月までの処分量の増加はならなかった。さらに、平成25

年11月に仙台市、12月に千葉県袖ヶ浦市、平成26年1月に秋田県のそれぞれ1業者が処理を受け入れることとなったが、処分量が増大したのは翌年1月からとなった。

・平成26年3月からは、大船渡市内にある太平洋セメント大船渡工場にて受入れが始まり、平成26年5月には日処分量は150トンを超えるまでになった。

その後順調に処分できたことにより、7月末の終了となった。

水産物残渣の処分先別処分量 (t)



② 災害廃棄物由来の再生資源を活用している主な公共事業一覧(大船渡市における事業抜粋)

(環境庁HP災害廃棄物対策情報サイト「平成23年3月東日本大震災における災害廃棄物の処理について」)

事業名	事業主体	再生資源	利用量(万トン)
東日本大震災に係る一次選別(茶屋前外)業務	大船渡市	コンクリートくず等	10
災害廃棄物処理委託業務(永浜)	大船渡市	コンクリートくず等	8
H23年度その他仮置場整地工事	大船渡市	津波堆積物	7
東日本大震災に係る建物解体(越喜来小学校)業務	大船渡市	コンクリートくず等	6
市道吉浜漁港線道路改良工事	大船渡市	コンクリートくず等	2
大船渡港海岸茶屋前地区災害復旧工事	岩手県	コンクリートくず等	2
大船渡綾里三陸線小石浜地区道路改良工事	岩手県	コンクリートくず等	3
東日本大震災に係る建物解体(大船渡北地区)業務	大船渡市	コンクリートくず等	1
泊里・碁石漁港復旧(23災113号)工事	大船渡市	コンクリートくず等	1

※利用量1万トン以上の事業を掲載

復興の取り組みから得られた“気付き”

○ 今後の災害でもいかせること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

○ ガレキ撤去に係る業者との対応窓口を廃棄物主管課ではなく、通常時からやり取りのある建設課としたことで初動を早めることにつながった。

○ 企業との連携により大量の廃棄物処理・再生利用が可能になったことから、今後とも緊密な協働関係を維持していくことが重要となる。

★ 災害廃棄物を種別に係わらず適切かつ迅速に処理できるよう、広域処理実現のための自治体間の協力体制構築が重要となる。

(1) 市民生活の復興

方針④: 被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

主な事業成果

- 震災当初、被災した赤崎中が大船渡中の空き教室を利用、また、赤崎小学校は蛸ノ浦小学校と蛸ノ浦小学校校舎で合同授業を行い、早期に学校教育活動を再開することができた。
- 被災3校(赤崎小学校、越喜来小学校、赤崎中学校)や認定こども園の高台への移転改築、その他の小中学校校舎等では耐震補強工事を行い、子供たちの安全性の確保が図られた。
- 市民体育館の耐震補強工事により、利用者の安全性が確保された。
- スクールカウンセラーの配置により、学校及び保護者の心のケアと相談機会の確保が図られた。

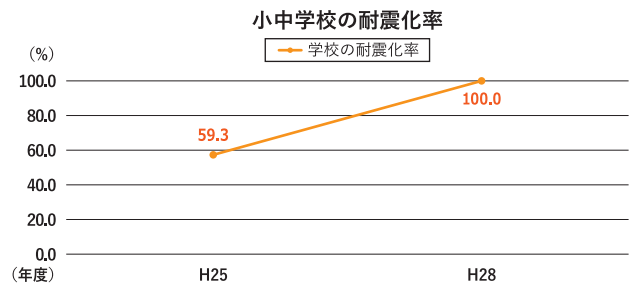
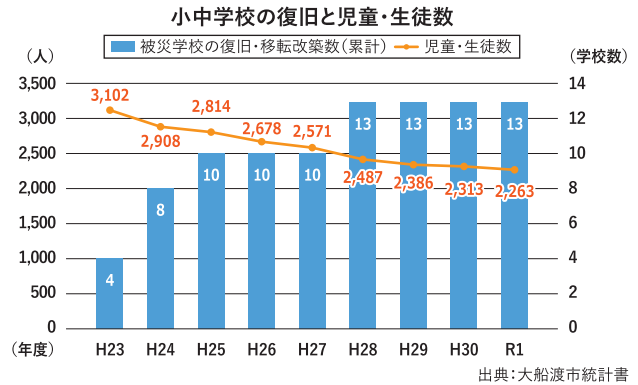
課題 [成果向上につながるポイント]

- 小中学校、認定こども園の適切な維持管理
- 小中学校の適正規模・適正配置の検討
- 閉校した校舎、屋内運動場等の利活用の検討
- スクールカウンセラーの安定的確保

指標

① 学校施設の復旧

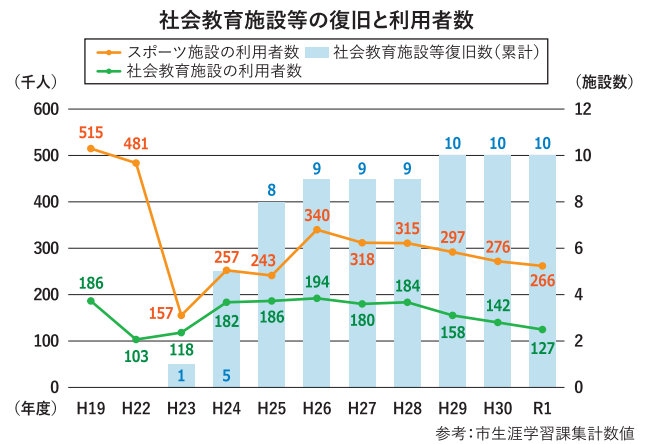
- ・ 被災した小中学校は平成24年度までに復旧工事や他校との併設、仮設校舎が完成し、そのうち建替えが必要となった3校(越喜来小学校、赤崎小学校、赤崎中学校)は津波からの安全性が確保された高台に平成28年度に整備された。
- ・ 少子化の進行に伴い小中学校の児童・生徒数は減少しており、市では小・中学校適正規模・適正配置基本計画を平成28年度に策定し、現在、学校統合に向けて協議を進めている。(令和2年4月に第一中学校へ日頃市中学校、越喜来中学校、吉浜中学校が統合。令和3年4月には赤崎中学校と綾里中学校が統合し、新たに東朋中学校が開校。)
- ・ 学校施設の耐震化が進められ、平成28年度で耐震化率100%を達成し、地震に対する安全性が確保された。



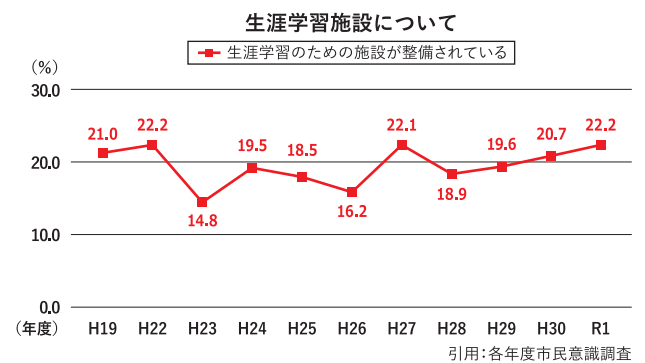
■ 高台に新設した大船渡市赤崎小学校(平成28年度)

② 社会教育施設の復旧

- 平成29年度までに公立社会教育施設復旧事業により、三陸公民館をはじめとする社会教育施設等が復旧し、平成30年度には市営球場が供用再開したことなどにより、震災以前と同様、あるいは、それ以上の環境整備や機能向上が図られている。



- これらの社会教育施設の復旧に伴い「生涯学習のための施設が整備されていると思う割合は被災前と同じくらいに回復しているものの、概ね20%程度で横ばいの評価となっている。



■旧赤崎小学校跡地に整備された赤崎グラウンド(平成30年度)

復興の取り組みから得られた“気づき”

- 今後の災害でもいかせること ● 今後いかすために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと
- 災害等による校舎の利用制限に備え、日頃から学校の空き教室や公共空地を把握しておくことが重要となる。
- 臨床心理士などの資格を有するカウンセラーの人材確保に苦慮したことから、安定的な確保に向けた大学や臨床心理士会等の関係機関との連携を強化する必要がある。
- ★ 学校統合や施設老朽化の状況に応じた修繕・改修等を進める必要がある。
- ★ 新たに整備された小中学校やこども園も含めた施設の長寿命化や適正な維持管理を進める必要がある。

(1) 市民生活の復興

方針⑤: 市民共有の財産である歴史・文化資源を活用して、うるおいと安らぎをつくりだします。

主な事業成果

- 博物館では震災関連資料の収集や映像システムの整備を行うとともに、幅広い世代を対象とした特別企画展や縄文土器製作会などの体験ワークショップを実施し、来館者から好評を博している。
- 被災地の郷土芸能団体は、震災の影響を受け、一時活動を休止したが、その後、各方面からの支援により活動を再開している。

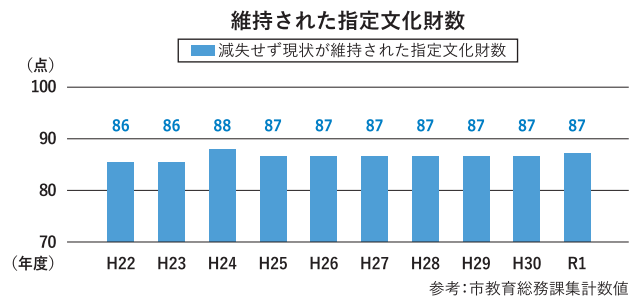
課題 [成果向上につながるポイント]

- 防災学習や交流人口の拡大に資する震災記録の利活用
- 郷土芸能の保存・継承、後継者育成
- 指定文化財の適切な保全・管理

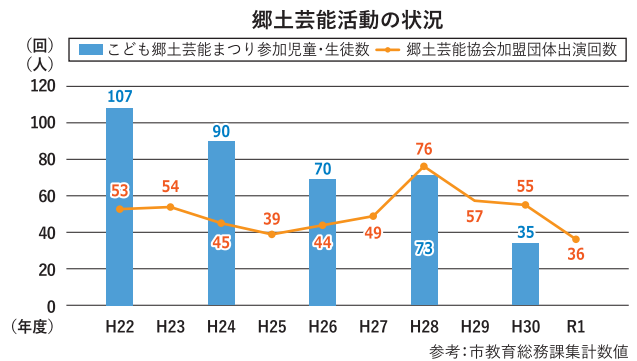
指標

指定文化財と郷土芸能

- ・ 震災の影響を受けずに現状が維持されたことから、指定文化財数はほぼ横ばいとなっている。

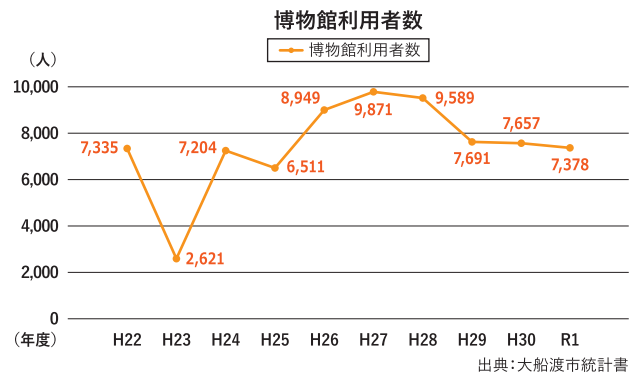


- ・ こども郷土芸能まつりは合併前から旧三陸町で「三陸郷土芸能まつり」として実施していたもので、後継者育成の趣旨を加えて名称を変更して隔年で開催していたが、東日本大震災によって三陸公民館が被災したため、平成24年度はリアスホールを会場として開催された(平成26年度以降は三陸公民館で開催)。
- ・ 郷土芸能協会加盟団体出演回数は、郷土芸能装束等が復旧(指定文化財復旧事業 平成23~25年度)した平成26年以降、回数が増加傾向に転じたものの、平成29年度以降、震災前の状況で推移している。

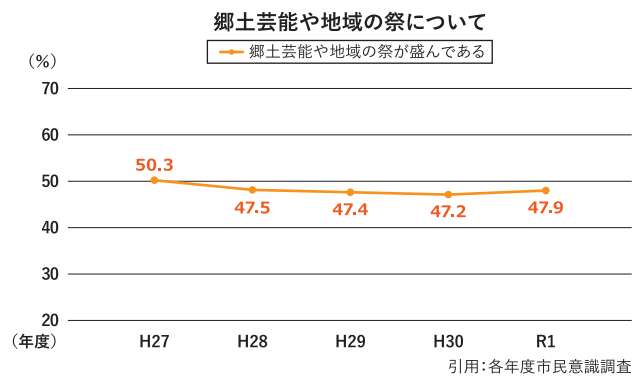


■市立博物館に整備した多言語対応のシアターシステム(平成30年度)

- 博物館利用者数は平成24年度以降増加傾向にあり、被災前の利用者数を超えていることから、博物館を通じた防災学習、普及活動が展開されていることが伺える。



- 市内の郷土芸能協会加盟団体は30団体あり、市民意識調査では「郷土芸能や地域の祭が盛んである」という評価は概ね5割となっている。少子高齢化で後継者が少くなる実態があることから、地域文化の継承に、今後も継続して取り組んでいく必要がある。



■赤澤鎧剣舞(大船渡町)



■浦浜念仏剣舞(三陸町越喜来)

復興の取り組みから得られた“気づき”

- 今後の災害でもいかせること ● 今後いかすために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと
- 他の事業で収集した震災記録データを活用するとともに博物館、図書館のアーカイブス専門部署が積極的に関与することで、より活用しやすい形で整理することができた。
- ★ 郷土愛を育み、世代を超えた交流と地域コミュニティ形成に寄与する郷土芸能や祭祀の伝承のための担い手確保と後継者育成の取り組みを進める必要がある。

(2) 産業・経済の復興

方針①：経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。

主な事業成果

- 復興需要とも相まって、多様な事業再建支援策の展開や産業基盤の整備により、各産業分野において早期の事業再開が図られ、雇用の確保につながることができた。
- 市内関係団体との密接な連携はもとより、経済同友会の支援を得た東北未来創造イニシアティブなど関係企業の協力をいただきながら、起業や第二創業、事業拡大を志向する者に、伴走型支援を行い、多くの実践者を育成することができた。
- 平成25年度から「起業支援室」を設置し、人材育成道場、なりわい未来塾、ビジネスプランコンテスト、ビジネスアカデミーなどの事業実施により、新たな事業に挑戦する事業者を支援するとともに、復興後の地域経済を支える人材の育成を推進した。
- 生業の維持がその後の官民連携による中心市街地のまちづくりの促進につながった。

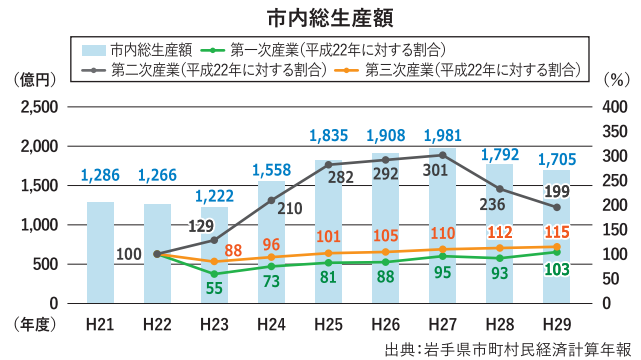
課題 [成果向上につながるポイント]

- 地域資源を生かした企業誘致の推進
- 起業や第二創業、事業拡大に向けた支援の継続
- 事業後継者の育成支援

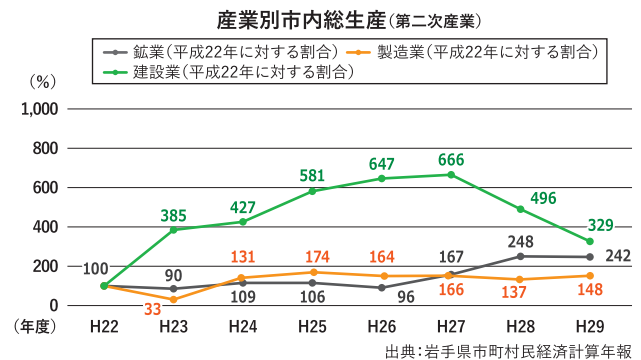
指標

① 市内総生産額の推移

- ・ 市内総生産額は平成23年度から27年度までは増加傾向であったが、平成28年度は減少に転じた。平成22年度に対する割合をみると、第二次産業は平成23年度以降増加を続け、平成25年度から平成27年度にピークを迎え約3倍となったが、平成28年度には約2.5倍に減少している。第一次産業、第三次産業は平成28年度までほぼ横ばいである。



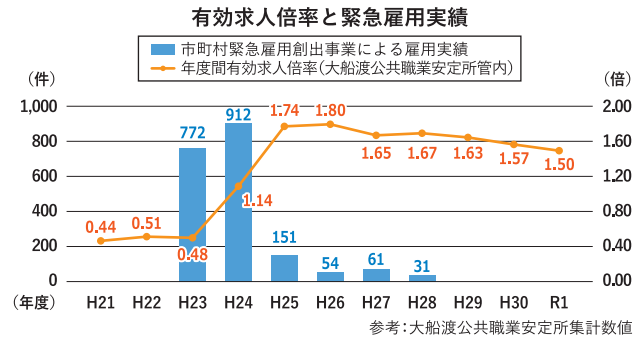
- ・ 第二次産業の産業別に、平成22年度に対する割合をみると、建設業は、平成23年度以降増加を続け、平成27年度には約6.5倍となったが、平成27年度からは減少に転じ、平成28年度時点では約5倍となっている。鉱業は、平成23年度から平成26年度までは概ね横ばいであったが、平成27年度以降増加し、平成28年度時点では約2.5倍となっている。製造業は、平成23年度には3割まで減少したが、平成24年度以降増加している。



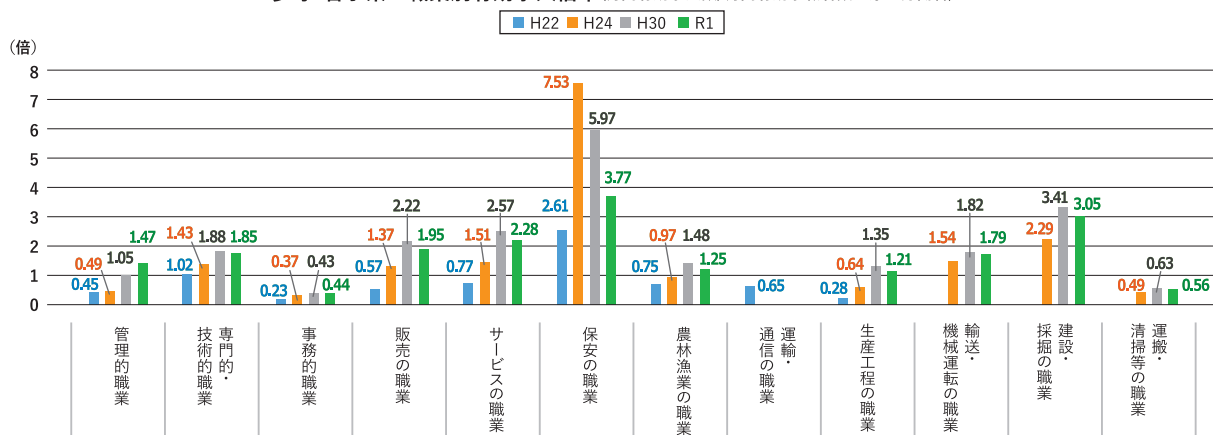
■ 早期に再建稼働した工場

②雇用の現状

- 市では、被災者の当面の生活の安定を支援するため、市町村緊急雇用創出事業(平成23~28年度)の実施により雇用の確保を進めた。
- 有効求人倍率は、被災前と比較して、平成23年度以降高い数値で推移している。
- 岩手県の職業別有効求人倍率(月間有効求職者数に対する月間有効求人数の割合)をみると、保安・建設・採掘、サービスの職業は高く、事務的、運搬・清掃等の職業は低い数値を示している。

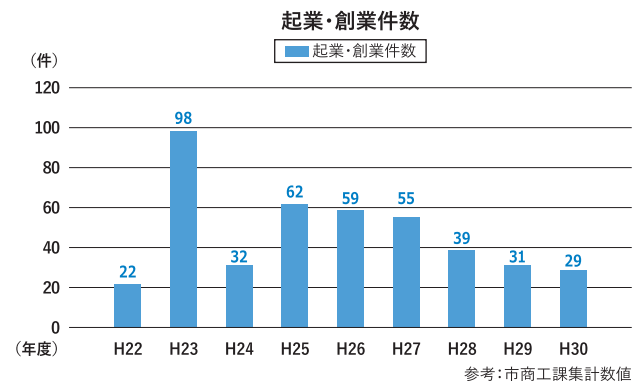


参考: 岩手県の職業別有効求人倍率(月間有効求人数/月間有効求職者数 厚生労働省)



③起業・創業の現状

- 起業・創業件数は、震災後、建設業や関連する専門・技術サービス業など復旧復興の軸を担った業態を中心に増加するも、平成28年度以降、各種震災復興事業の収束に伴い減少している。一方で起業への機運の醸成により、起業を生業の選択肢と捉え、起業した者も一定数おり、総体的には緩やかな縮小傾向で推移している。



復興の取り組みから得られた“気づき”

○ 今後の災害でもいかなること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

○ 商工会議所等との連絡を密にしておくことが、被災事業者の復旧復興状況に応じた適切な支援の実現につながった。

● 企業誘致を進めるうえにおいては、様々な業界に精通している、専門知識を有しているなどの人材確保が重要となる。

★ 雇用の拡大につながる企業誘致活動を展開するにあたっては、新たな基盤や連携、被災跡地などの資源を生かして大船渡市のPR、さらに広域圏を視野に入れた誘致活動の強化を図る必要がある。

★ 漁業や農業、林業といった一次産業の就業者確保が急務となっていることから、担い手不足の解消に向けた取り組みを継続的に展開する必要がある。

(2) 産業・経済の復興

方針②：産業基盤を再建します。

主な事業成果

- 港湾施設の復旧にあわせたコンテナ用上屋などの新規施設整備や、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設により、コンテナ物流機能が回復するとともに取扱貨物量の増加につながった。
- 関係機関と連携しながらポートセールスの実施やセミナーを開催することにより、コンテナ貨物量は着実に増加している。

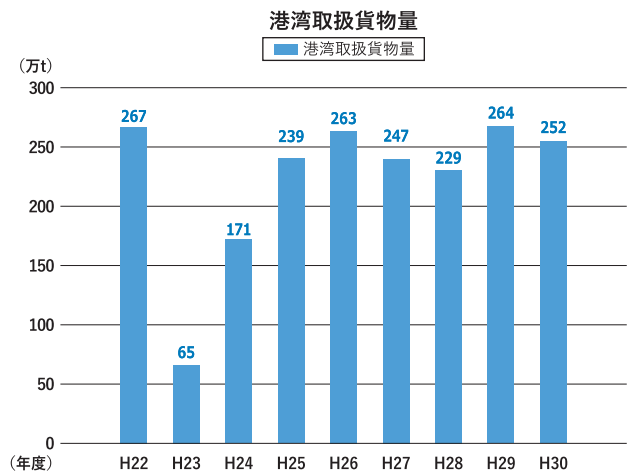
課題 [成果向上につながるポイント]

- ポートセールスの継続実施
- コンテナ貨物取扱量の拡大
- 港湾機能の充実

指標

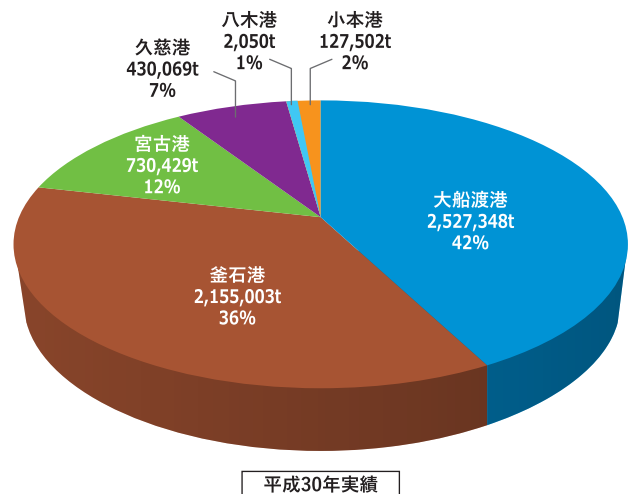
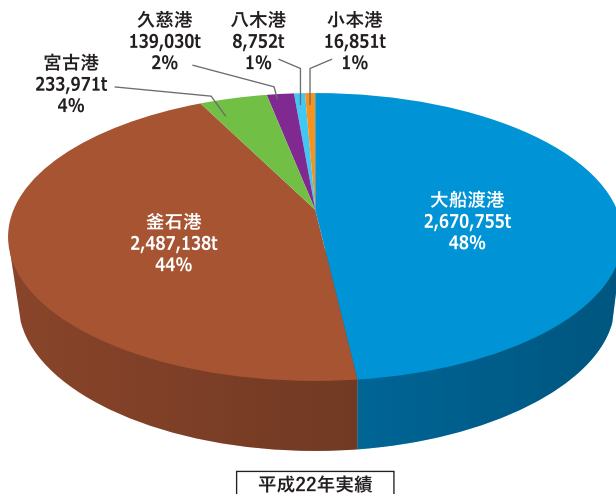
港湾施設の復旧

- ・ 大船渡港の港湾取扱貨物量は被災によって平成23年度は前年度の約1/4まで落ち込んだものの、復旧事業によって回復し、ほぼ被災前と同じ貨物量を扱うことができようになり、平成30年実績では岩手県内の港湾取扱貨物量の42%を扱うことができた。

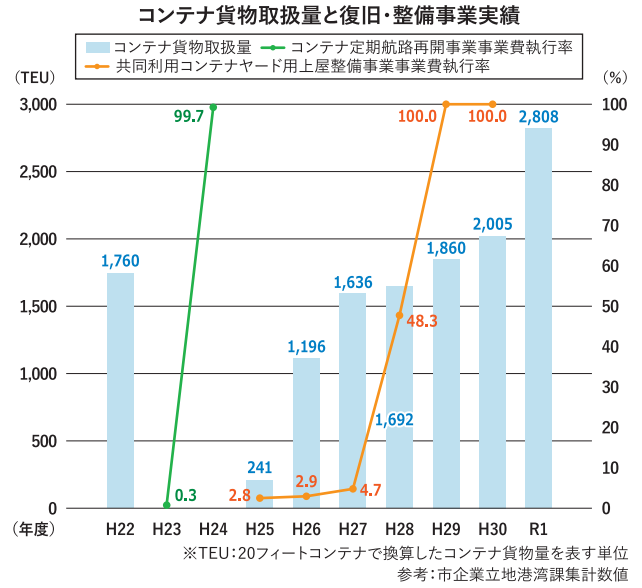


岩手県内の港湾取扱貨物量の割合

(大船渡市HP 大船渡港 <https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/kouwan/382.html>)



- ・平成23～24年度はコンテナ定期航路を中止していたが、コンテナ定期航路再開事業によって復旧し、平成25年9月から、国際フィーダーコンテナ定期航路を開設した。
- ・国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を受け、他港へシフトした荷物の呼び戻しを図るため、コンテナヤード用上屋倉庫の整備を進め、平成29年度に整備が完成し運用を開始した。
- ・コンテナ貨物取扱量は増加し、令和元年度は過去最高の取扱量を記録した。



■新たに整備した野々田ふ頭のコンテナ用上屋(大船渡町)(平成29年度)

復興の取り組みから得られた“気づき”

○ 今後の災害でもいかせること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

- ★ 港湾施設の利用促進に向け、継続的なポートセールスの実施と、整備した施設を生かしたコンテナ貨物取扱量の拡大を図る必要がある。
- ★ さらなる貨物量の増加に対応するため、高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン等)などの新たな施設を整備する必要がある。

(2) 産業・経済の復興

方針③: 水産業の早期再建を図ります。

主な事業成果

- 漁船や養殖施設、漁港施設の復旧のほか、水産業の再開に向けた各種施策により、漁業生産活動の早期再開が図られた。
- 水産物流通の核となる大船渡魚市場の早期復旧・新魚市場の完成により水揚高が回復するとともに、ICT化による魚市場業務の効率化や高度衛生品質管理の取り組みを推進した。
- 国などの支援により、被災した水産流通加工施設・設備の早期復旧・復興が図られ、水産食料品出荷額は震災前を超える水準となった。

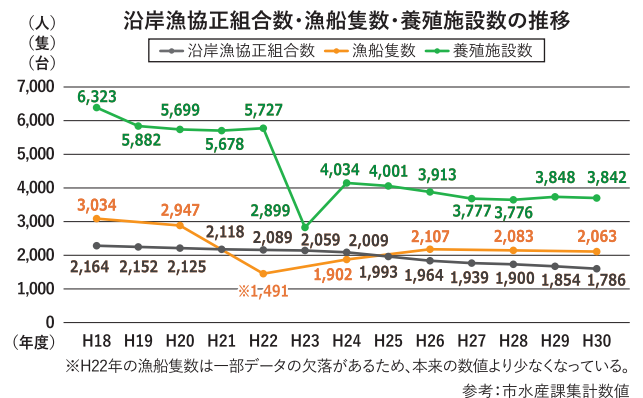
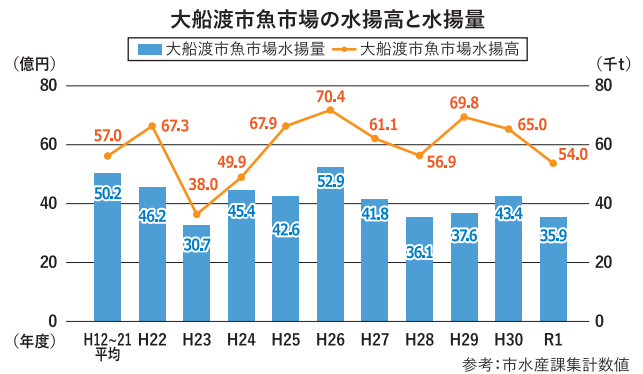
課題 [成果向上につながるポイント]

- 漁業の担い手確保
- 機械化や協業化等による生産性の向上
- 市場の安定的な水揚量の確保・増強
- 消費者ニーズを捉えた加工品の開発等による水産流通加工業の持続的発展
- 貝毒による出荷規制、原発事故に伴う風評被害等への対応

指標

① 水産業の再建

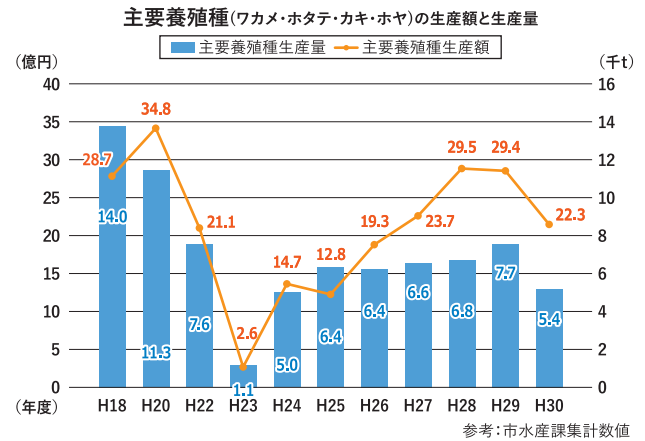
- ・ 漁港施設は、漁業活動を考慮して物揚場や係船岸壁の優先的な復旧を進め、令和2年度に本復旧を完了した。
- ・ 被災した旧魚市場は平成23年5月に水揚げを再開、同年度中に修繕工事完了した。建設工事中に被災した新魚市場は第1期工事が平成26年3月、第2期工事が平成28年2月に完成・供用開始した。水揚額は震災前10年平均と同水準まで回復しているが、水揚量は年々減少傾向にある。
- ・ 漁協組合員数は震災前後での大きな変動はないものの、減少傾向が続いている。
- ・ 被災した漁船は平成24年度に計画の約8割が復旧、平成27年度に復旧を完了したが、震災前と比較して約7割に減少。
- ・ 養殖用種苗購入支援事業や養殖施設など共同利用施設の復旧整備等を実施したことにより、平成23年度から養殖漁業が再開し、平成25年度末までに養殖施設の計画台数を復旧した。



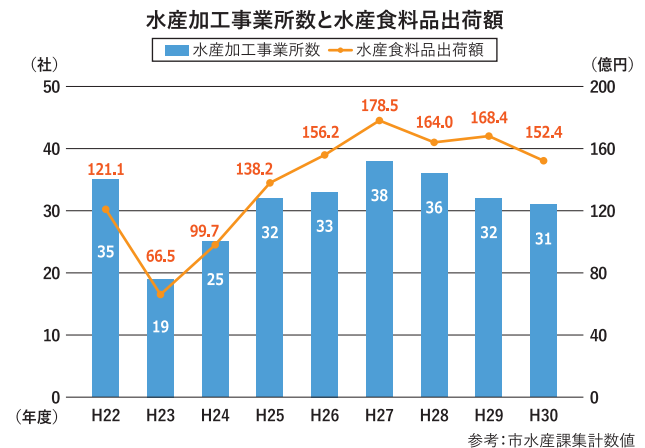
■ 中心市街地に再建した水産事業者(大船渡町)

② 生産と出荷

- 平成27年度以降の主要養殖種の生産額は震災前年より増加した一方、震災前と比較して養殖施設が約7割まで減少しているほか、貝毒の影響による出荷規制もあり生産量は震災前より減少している。



- 水産食料品出荷額は一時的に減少したものの、水産業共同利用施設復興整備事業等による施設・設備整備への支援、販路回復支援の取り組み等により震災前年を超えるまで回復。しかし、主要魚種の不漁による加工原魚価格の増加分が製品原価に付加されて出荷額が増加している可能性があり、必ずしも利益に結びついていない懸念がある。



■新大船渡魚市場(大船渡町)(平成26年度)



■大船渡市魚市場ICT化の概要

復興の取り組みから得られた“気づき”

- 今後の災害でもいかせること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと
- 漁業の再建には生産基盤である漁船、漁港、養殖施設等の早期復旧が重要となるが、漁業者が収入を得るまでには一定の期間を要することから、国の「漁業・養殖業復興支援事業」による各種漁業経費への支援は大きな効果があった。
- 水産業の早期再建には、生産現場である漁業の復興のみではなく、流通・加工を併せて一体的に取り組みを行うことが重要となる。
- ★ 水産物の流通においては、一度失われた販路を回復することは困難であるため、流通の要となる魚市場の機能や水産流通加工施設の復旧スピードが重要となるほか、安定的に水揚量を確保するための対策を講じる必要がある。

(2) 産業・経済の復興

方針④：農林業のあり方を検討し、振興策を見出します。

主な事業成果

- 農地や農業施設の復旧により被災農地での営農が再開された。
- 共同利用施設の整備や共同利用農業機械等の生産資材導入を支援することで農業生産に係る環境整備が図られた。

課題 [成果向上につながるポイント]

- 農業基盤の活用と農業振興
- 農業の担い手確保
- 主要農産物の生産振興と6次産業化による製品の付加価値向上

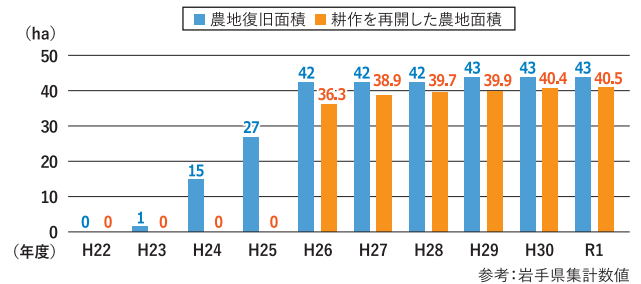
指標

当市農業の総合的な振興の方向を示す基本計画として大船渡市農業基本計画を策定し、関係機関・団体・農業者と連携しながら目標の実現に向けて施策を推進している。震災後は、関係機関等と協議検討を行いながら、平成25年及び平成29年にそれぞれ第5次・第6次大船渡市農業振興基本計画を策定し、農業生産基盤の整備や農業経営の安定支援などの施策を推進している。

① 農業基盤の復旧

- ・ 震災前の経営耕地面積380haのうち76haが被災した。そのうち43haについては、農地等災害復旧事業により復旧し耕作が再開されているが、一部未作付けの農地が散見されており、引続き営農再開に向けた支援を行う必要がある。(国庫補助対象とならない農地については、一部市単独事業で復旧整備を行っている。)
- ・ 大船渡市では農業所得の確保と農業経営の安定化に向けて、花き、菌床しいたけ、ピーマン、きゅうり、たまねぎ、トマトなどの収益性の高い作物の生産の振興を図っている。
- ・ 津波で流失した菌床しいたけ栽培施設、農産物処理加工・

農地復旧と耕作再開の状況



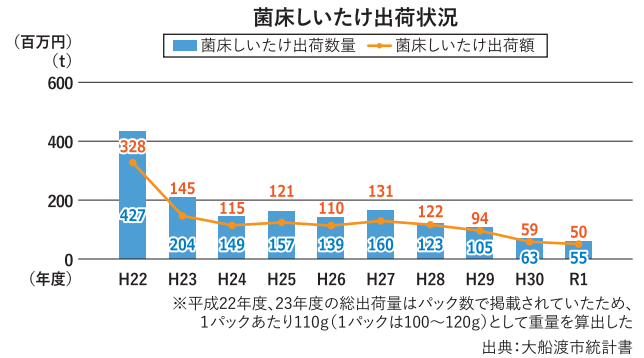
集出荷施設を日頃市地区に移転復旧したほか、津波や停電で被災した菌床しいたけ生産者の生産資材購入を支援するなど、特産品の生産復旧に向けた取り組みを行った。



■ 移転復旧した菌床しいたけ栽培施設(日頃市町)(平成26年度)

② 農産品の現状

- ・ 菌床しいたけの生産機能は回復したものの、栽培農家数の減少などにより、震災以降、出荷量、出荷額とも減少している。
- ・ 震災を契機とした外部団体からの支援や地元製菓会社との連携により、しいたけ、小枝柿を活用した新たな商品開発、椿油の生産や椿の利活用等の取り組みが始められている。
- ・ JAおおふなどにおいても、柿や菌床しいたけといった主要農産物を使用したドレッシングの開発・販売など6次産業化への取り組みを強化している。
- ・ 民間事業者による被災跡地の利活用としては、復興交付金を活用して市が整備した産業用地において、末崎町小河原地区で大規模園芸施設でのトマトの養液栽培、三陸町越喜来浦浜地区で担い手育成拠点施設でのイチゴの周年栽培が行われている。



■トマトの養液栽培が行われている大規模園芸施設(末崎町)

復興の取り組みから得られた“気づき”

○ 今後の災害でもいかせること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

- ★ 農業振興を図るためには、回復した農業基盤を活用して生産量、生産額の回復を進めるとともに、6次産業化、施設型農業の支援、担い手確保、耕作放棄地対策等の取り組みの展開が重要となる。

(2) 産業・経済の復興

方針⑤: 商業の早期再建を図ります。

主な事業成果

- 市内に81施設496区画を整備した仮設施設をはじめ、被災中小企業の事業再開に向けた各種施策により、早期の事業再開と雇用の確保が図られた。
- 被災企業の早期事業再開が地域の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化等につながった。

課題 [成果向上につながるポイント]

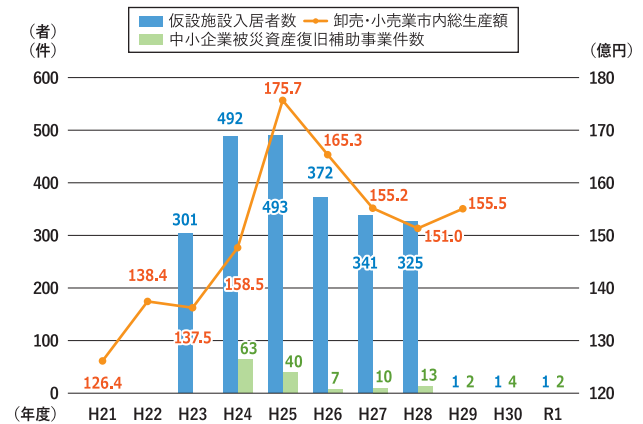
- 持続的なまちのにぎわいづくり
- 地域間格差を考慮した支援継続の是非

指標

① 事業再開に向けて

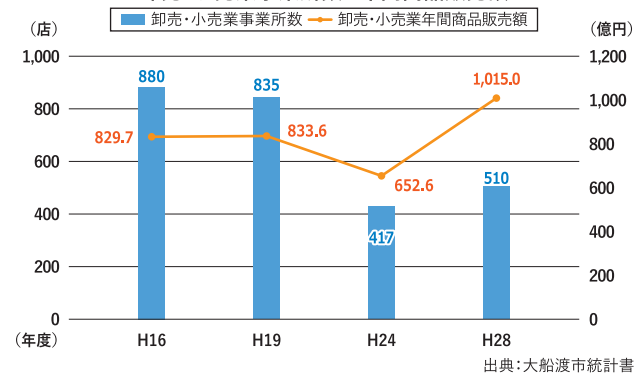
- ・ 被災した中小企業に仮設施設を貸与する仮設施設整備事業の実施により、ピークの平成25年度には、約500の事業所が仮設施設で事業活動を行っていた。
- ・ 被災した中小企業の施設整備の復旧に対して助成する中小企業被災資産復旧補助事業の実施により、平成24年度から令和元年度までの間に140件の施設再建を支援した。

店舗等再開状況と卸売・小売業市内総生産額



- ・ 卸売・小売業市内総生産額は平成25年度までは増加傾向にあったが、以降減少している。事業所数は、平成24年に被災前(平成19年)の約5割まで減少し、その後、増加傾向にある。年間商品販売額は、平成24年に被災前(平成19年)を下回ったものの、その後上昇に転じ、平成26年以降は被災前(平成19年)を上回っている。

卸売・小売業事業所数と年間商品販売額



② 新たな商業施設

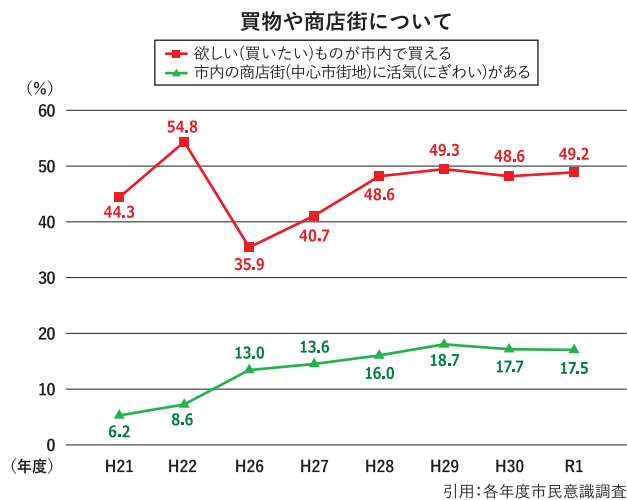
- ・ 中小企業の本施設設での再建を支援する中小企業等グループ補助金を活用して、大船渡駅周辺地区や越喜来地区等に新たな商店街が整備された。
- ・ 復興を先導する拠点として整備を進めた大船渡地区津波復興拠点整備事業区域においては、9つの街区のうち、8つの街区において民間借地人が事業を開始している(令和2年9月末現在で計68店舗、うち53%が被災事業者)。

グループ補助金を活用して再建した商店街
(岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付決定状況について)

交付決定年度	グループ名	企業数
H24	おおふなと夢グループ	48
	三陸サイコー商店会	6
	大船渡 復興横丁グループ	17
	大船渡飲食店グループ	20
H25	三陸サイコー商店会協同組合	7
H27	ケセンきらめき逸品グループ	5
H28	輝くビューティープロジェクトグループ	3
	大船渡中心市街地新生グループ	29

参考:市商工課集計数値

- ・ 市民意識調査では、「欲しい(買いたい)ものが市内で買える」と思う市民の割合が約50%まで回復し、「市内の商店街(中心市街地)に活気(にぎわい)がある」と思う割合は被災前を上回っている。



■津波復興拠点整備事業区域(キャッセン大船渡エリア)

復興の取り組みから得られた“気づき”

- 今後の災害でもいかせること ● 今後いかすために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと
- 被災した事業用資産について、修繕により事業再開が可能となる事業者への支援を優先したことで、早期事業再開と雇用の確保につながった。
- 被災企業の本設による事業再開を支援するにあたっては、地域間格差が生じないよう、同様の事業を行う他自治体の状況を勘案しながら継続の是非を検討する必要がある。
- ★ 復興需要収束後の持続的なまちのにぎわいづくりに向けた中心市街地の活性化が重要となる。

(2) 産業・経済の復興

方針⑥：観光産業の早期再建を図ります。

主な事業成果

- 観光施策を再構築し、観光産業の早期再建と観光客の誘客につなげるため、平成26年9月に大船渡市観光ビジョンを策定した。
- 震災後、陸中海岸国立公園が「三陸復興国立公園」として再編され、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルなど広域的な観光ルートの整備が進む中、誘客に向けた広域での情報発信が展開されている。
- 通過型から滞在型・体験型観光への転換に向けて、碓石海岸レストハウスに体験施設を整備し、体験メニューの充実が図られた。

課題 [成果向上につながるポイント]

- 通過型観光から、経済効果の高い滞在型観光への転換
- 滞在型観光に重要な体験観光を担う人材の確保
- 市内観光ネットワークの中心的役割を担う大船渡市観光物産協会の体制強化

指標

①復興に向けた取り組み

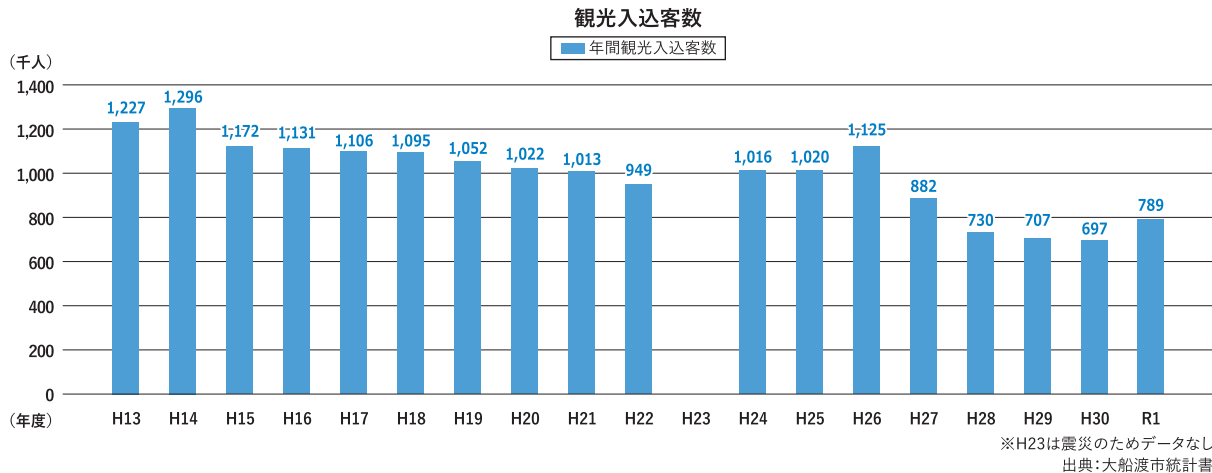
震災後の観光振興の主な取り組み

H25.5	碓石海岸を含む陸中海岸国立公園等を再編し「三陸復興国立公園」に指定
H26.4	碓石海岸インフォメーションセンター・キャンプ場・乱曝谷展望台開設
H26.9	観光ビジョン策定
H28.6	「おおふなと特別観光大使」第1号として客船「飛鳥II」に委嘱状を交付。ばしふいっくびーなす、にっぽん丸にも委嘱し、クルーズ船入港時に多彩な歓迎行事を開催。
H28.4～	民間委員による実行委員会を実施する、さんまにフォーカスした「さかなグルメのまち大船渡」を目指した地域振興事業開始。
H29.7	越喜来浪板海水浴場開設
H30.7	吉浜海水浴場開設
H30.8	国際交流員の配置
R1.7	綾里海水浴場開設
R1.8～	気仙2市1町による外国人観光客受入体制整備事業、外国人観光客向け観光ルート造成事業の実施。

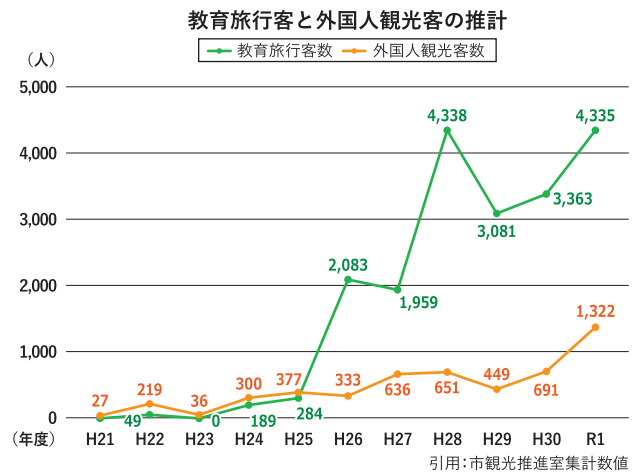
②観光客の推移

- ・ 観光入込客数は、復興需要により平成24年以降増加し、平成27年以降は減少傾向で推移していたが、令和元年は三陸沿岸道路の延伸や三陸鉄道の全線開通等の復

興事業の成果、観光誘客の取り組みにより、前年比13%増の789千人に増加した。

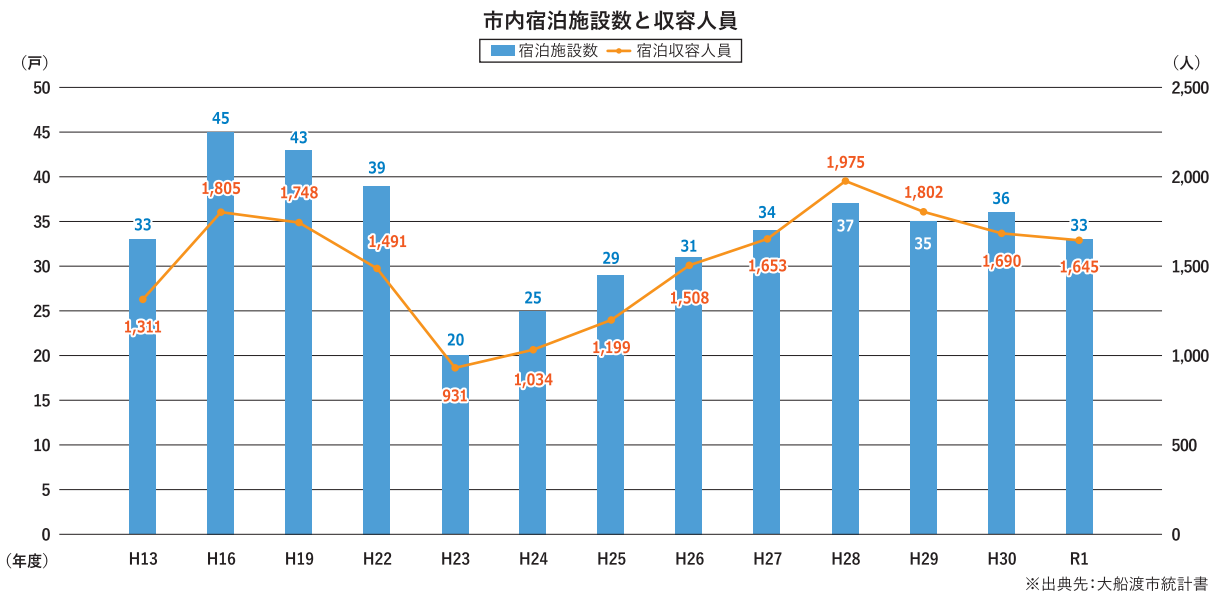


- ・教育旅行者と外国人観光客数は、誘致の取り組みにより増加している。

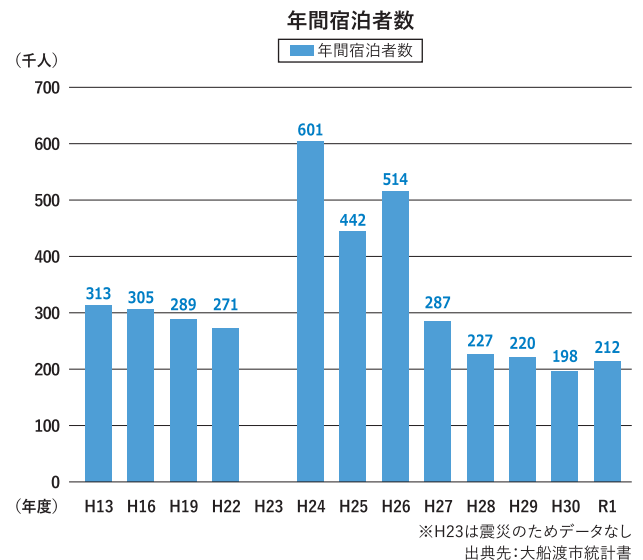


- ・宿泊施設は被災によって半減したが、各種支援により順次経営を再開したことに加え、新規の宿泊施設が進出

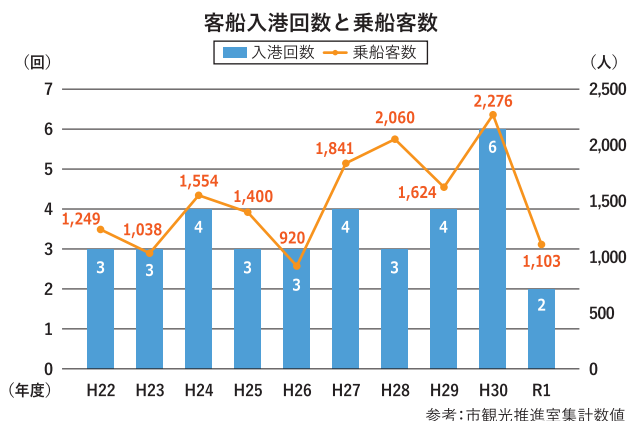
し、収容人員は被災前を上回った。近年は廃業や休業により減少傾向にある。



- ・年間宿泊者数は、平成24年に被災前の2倍程度に増加したが、平成27年以降は復興従事者の宿泊需要の低下などにより減少傾向にある。



- ・船社への売込や商談会への参加等のポートセールスの継続により、毎年日本を代表するクルーズ船が寄港し多くの乗船客が訪れ、商店街等のにぎわい創出や観光消費により地域の活性化に寄与している。
- ・客船入港時のオプションツアーについて、市内の商店街や観光施設等への波及効果を高めるため、県央中心となっている現状から域内周遊への転換を図っていく必要がある。



■客船入港歓迎行事の様子(大船渡町:野々田ふ頭)



■今出山からの眺望

復興の取り組みから得られた“気付き”

○ 今後の災害でもいかせること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

- 観光振興に関する事業を効率的・効果的に推進するため、観光物産協会の組織体制や財務体質の強化に向けた支援を継続する必要がある。
- 日帰り観光に比べ、消費額が大きい宿泊を伴う滞在型観光の推進が重要となる。
- ★ 現観光ビジョンで得られた成果を発展させ、さらなる観光振興を図るため、復興創生期間後の観光振興を見据えた第2次観光ビジョンの策定が重要となる。
- ★ 滞在型観光の推進に効果が期待される体験観光について、体験メニューの商品化による収益向上や担い手の確保・育成を図る必要がある。

(2) 産業・経済の復興

方針⑦：地場産業の活力により、産業・経済を活性化します。

主な事業成果

- 企業と大学との連携や共同研究支援の継続実施が地場産業の連携・高度化や技術力の向上につながった。
- 震災に起因する各種補助事業に加え、従来からの各種事業者支援制度を継続実施することで、市内経済の活性化が図られた。
- 復旧復興において支援をいただいた他自治体や関係団体等との交流の中から、当市物産等を取り扱うイベントやショップが全国各地に広がるなど、観光物産振興に向けた新たな取り組みが生まれた。

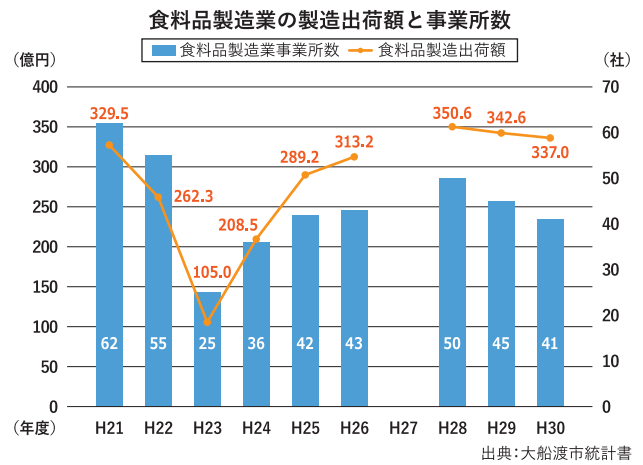
課題 [成果向上につながるポイント]

- 新技術の開発や新産業の創出
- 販路拡大に向けた連携強化と組織体制整備

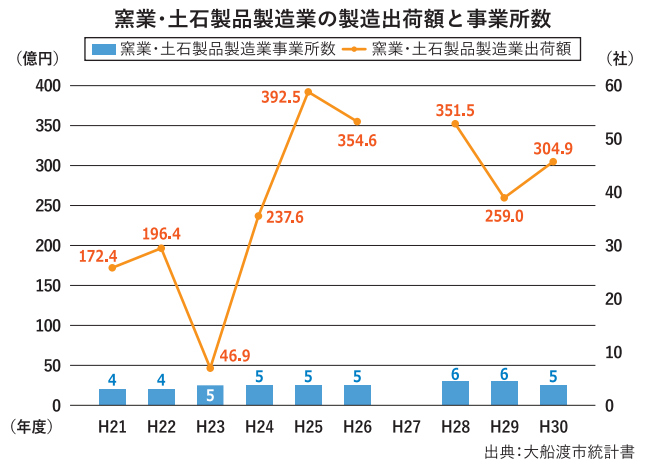
指標

① 製造業の動向

- ・ 食料品製造業は、平成23年度に事業所数、製造品出荷額が前年度の1/2以下まで落ち込んだが、平成24年度以降、回復傾向を示しており、また、最新の施設・設備導入などによる再建により生産性の向上が図られ、平成25年以降には製造品出荷額が被災前(平成22年度)を上回った。



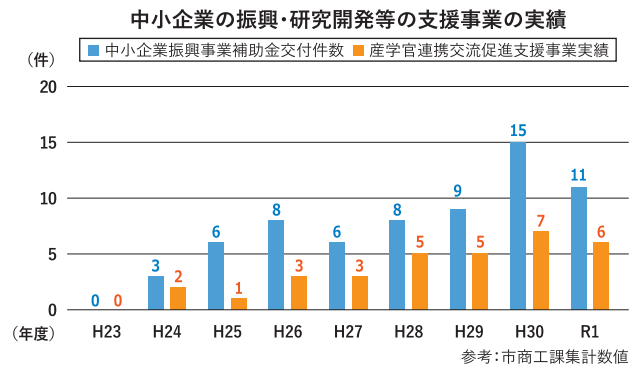
- ・ 窯業・土石製品製造業は、平成23年度に製造品出荷額が前年度の1/4以下まで落ち込んだ後、平成25年度には被災前(平成22年度)の約2倍に増加し、以後被災前を上回っている。



■ 製造業集積地(赤崎町)

②企業と大学の連携

- 事業者が北里大学および岩手大学と共同で実施する研究開発事業の経費に助成する産学官連携交流促進支援事業の実績は、平成26年度以降増加している。



■産学官連携による研究開発の成果発表(大船渡産業まつり会場において)

復興の取り組みから得られた“気付き”

- 今後の災害でもいかせること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと
- 大学との共同研究が新技術の開発や新産業の創出に結びつくよう、さらなる連携強化を図る必要がある。
- ★ 当市物産の需要拡大を図るためには、物産販路拡大における官民連携体制の強化を図るとともに、民間主導の組織体制への移行を支援する必要がある。

(3) 都市基盤の復興

方針①: 被災した都市基盤を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。

主な事業成果

- 被災した道路や、新たなまちづくりに必要不可欠な主要道路を早期に整備することで、各種復興事業が円滑に進んだ。
- 災害教訓を受けて概ねの道路やライフライン施設、防潮堤の防災機能が復旧・強化された。
- 震災翌月から避難所を経由する災害復旧路線バスが運行を開始し、その後は仮設住宅等の整備状況に合わせたルート変更を行うことで市民の移動手段を確保した。

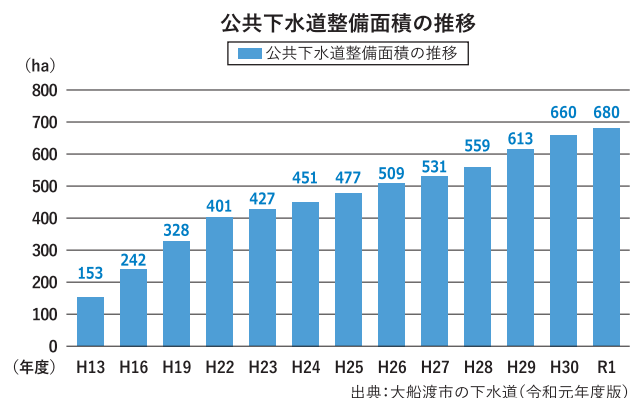
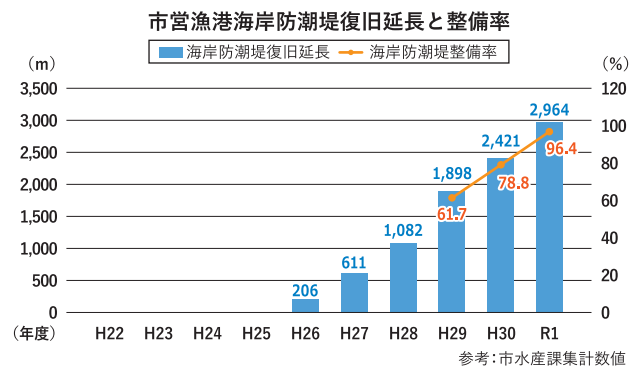
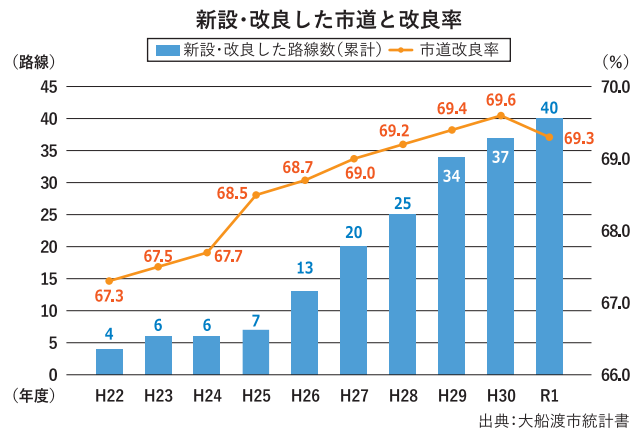
課題 [成果向上につながるポイント]

- 未整備箇所路線等の整備
- 公共施設の適正な維持管理
- 持続可能な交通サービスの提供

指標

① 各種基盤整備の状況

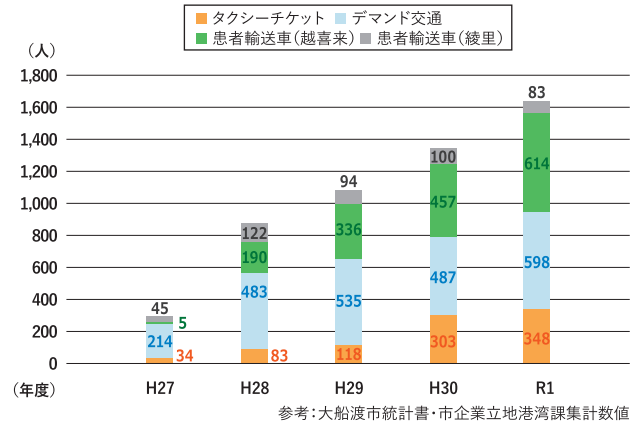
- ・ 道路網の寸断による集落孤立、内陸部や広域からの受援困難などの災害教訓から、道路のネットワーク化と機能強化の必要性は高いものであった。
- ・ 広域的な復興道路として国は三陸沿岸道路の整備を推進し、岩手県も大船渡市内で県道の改良整備を進めており、市民意識調査においても「幹線道路整備が進み移動が便利になった」と回答する割合が約7割を占めている。
- ・ 市道の新設・改良は平成23年以降、防災集団移転住宅団地へのアクセス道路、防災機能を付加した道路整備など復興事業を中心に整備した結果、市道の改良率は上昇し生活道路機能の向上が図られた。
- ・ 大船渡湾口防波堤は湾内の水質に配慮した設計により平成28年度に復旧し、その他の湾の防潮堤も順次、整備が進んでいる。
- ・ 水道施設は仮復旧が行われた後、既存施設の耐震化や高台移転に伴う住宅団地への配水管布設等が行われた。
- ・ 公共下水道は施設の復旧とともに大船渡町、赤崎町、猪川町で整備が進められており、整備面積は被災前の381haから680haまで拡大している。また、今後の汚水需要に対応するため、平成30年度から官民連携手法(PPP)による包括運営事業(大船渡方式)に移行し、より効率的かつ効果的な施設運営を実施している。



② 市民の移動手手段の状況

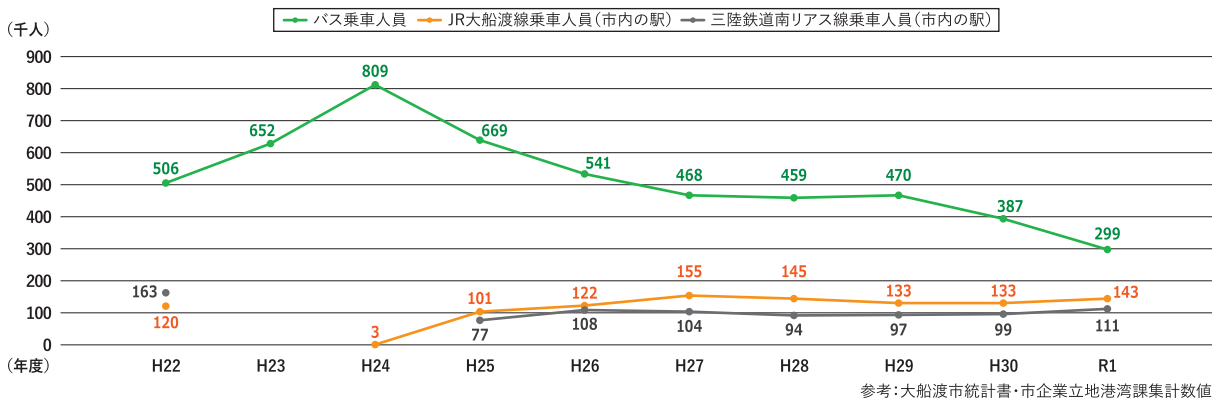
- ・ JR大船渡線は平成25年3月に、三陸鉄道南リアス線は平成25年4月から一部復旧したが、鉄道が運休している間、路線バスが代替機関として公共交通の担い手となっていたことが乗車人員数の推移から伺うことができる。
- ・ JR大船渡線はBRTでの復旧となり、地域からの要望をもとに地域公共交通会議等を経てJR東日本への要望を行った。その後、JR東日本との協議を重ね、平成25年9月に「碓石海岸口駅」、平成27年12月に「大船渡魚市場前駅」、令和2年3月に「田茂山駅」、「地ノ森駅」、「大船渡丸森駅」が新たに開設された。
- ・ 高台移転に伴う公共交通の利便性への需要はより高まっており、市ではデマンド交通やタクシーチケットなどの実証実験を実施するなど、持続可能な交通体系を構築する取り組みを進めている。
- ・ 大船渡駅周辺地区における地域住民や観光客等の近距離移動に係る持続可能な交通システムの確立に向けて、まちづくり会社「(株)キャッセン大船渡」が実施主体となり、平成28年度にゴルフカートを使用した実証実験を行った。

新たな交通サービスの利用者数



■ ゴルフカートを使用した実証実験(平成28年度)

公共交通乗車人員



復興の取り組みから得られた“気づき”

○ 今後の災害でもいかなること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

- 災害復旧事業の申請は原形復旧が原則のため、震災直後の土地利用計画未定段階では申請に至らなかった被災箇所もあったが、協議により内容変更が可能な場合もあることから、被災箇所の復旧にあたっては災害復旧申請を基本に進める必要がある。
- ★ 復興交付金事業・災害復旧事業で整備できなかった未整備箇所や、新たに地域から要望が出された路線について、整備の必要性等を検討する必要がある。
- ★ 復興事業にて新設・改良を行った結果、市が管理する公共施設が増えたことから、公共施設等総合管理計画等により今後を検討しながら適切な維持管理に努める必要がある。
- ★ 市民生活の足となる路線バスの運行を維持するための財源を確保する必要がある。
- ★ 財政負担を抑えながら効率的で持続的な交通サービスを提供できるよう、路線見直し等の検討を進める必要がある。

(3) 都市基盤の復興

方針②: 土地利用のあり方を検討のうえ見直します。

主な事業成果

- 災害危険区域の指定や土地利用方針図の改定にあたっては、地域と連携した丁寧な事業実施に心掛けたことで土地利用に係る各種業務を円滑に進めることができた。
- 大船渡駅周辺地区において、民間が主体となってまちづくりや地域経営に積極的に取り組むエリアマネジメントの手法により官民連携によるまちづくりが進められている。

課題 [成果向上につながるポイント]

- 未利用地の活用
- まちづくりに関する各種計画間の整合性
- 官民連携によるまちづくり

指標

① 災害危険区域の指定

- ・ 本市では復興計画策定時に土地利用基本方針を公表し、津波に対しては避難を前提としつつ、住宅等の高台移転、土地の嵩上げ等とともに、浸水深によって住宅の建築を制限する方針を提示した。
- ・ 災害危険区域の指定にあたっては、災害危険区域(案)の説明の前に、津波浸水シミュレーション結果の広報による公表、シミュレーション結果と災害危険区域指定の考え方についての説明会を、津波被害が想定されない地区も含めて開催した。

土地利用に関する取り組み概要

平成23年10月

復興計画付属資料 土地利用基本方針

- ・ 災害危険区域の指定等による土地利用(住宅建築)の制限の考え方を提示
- ・ 地区ごとの土地利用方針図を提示

平成24年度

- ・ 国、県の防潮堤等の計画を踏まえ津波浸水シミュレーションを実施
- ・ 「広報おおふなと 11月20日号」でシミュレーション結果を公表
- ・ 11月26日～1月10日まで市内13地区で説明会を開催

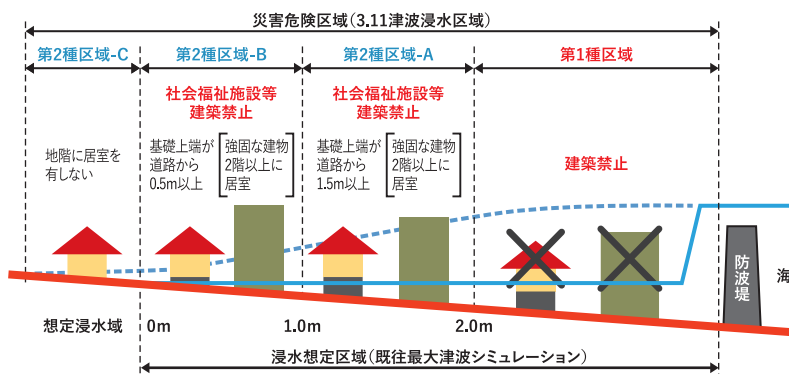
平成25～26年度

- ・ 地区ごとの災害危険区域(案)の設定
- ・ 災害危険区域(案)説明会の開催
- ・ 順次、指定・告示

平成27年度～

- ・ 住民要望を受けた被災跡地利用の検討
- ・ 土地利用方針図の改定
- ・ 地元住民による被災跡地利用の実施、企業等の誘致、行政による広場整備や土地の譲渡・貸付

災害危険区域の指定イメージ



- 1: 住居の用に供する建築物とは、専用住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿及び寮をいいます。
- 2: 社会福祉施設、学校及び医療施設とは、津波防災地域づくりに関する法律施行令第21条に規定する施設をいいます。
- 3: 地階とは、床面から天井高の1/3以上の高さが、地盤面下にある階をいいます。
- 4: 居室とは、居住、作業、娯楽等に続けて使う室をいいます。居間、寝室、応接室、台所等をいい、浴室、便所、物置等は居室ではありません。
- 5: 強固な建物とは、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建築物をいいます。
- 6: 浸水想定区域が3.11津波浸水区域より広い場合は、浸水想定区域とします。
- 7: 木造、鉄筋コンクリート造等の建築物の構造は問いません。

②土地利用方針図と被災跡地利用

- 土地利用方針図は復興計画付属資料の土地利用基本方針として策定したが、防災集団移転促進事業に伴い相当規模の買取地が発生したことなどから、被災跡地の利用検討が必要な12地区について見直した。
- 土地利用方針図の改定にあたっては、まちづくりの見識を有する団体や大学の専門家の助言を得ながら、行政も交えたワークショップを開催するとともに、住民説明会を開催するなど、住民が主体となった市独自のまちづくりを展開した。
- 平成30年度までに12地区(永浜地域を除く)の土地利用方針図が改定され、土地利用方針の実現に向けた事業が、各地区で順次実施されている。
- 地域住民は被災跡地の土地利用として、農業振興、観光振興、防災、地域コミュニティの強化などへの活用を提案しており、復興に向けた土地の有効利用への評価は高まっている。

各地区の復興まちづくり組織と土地利用方針策定に係る主な活動内容

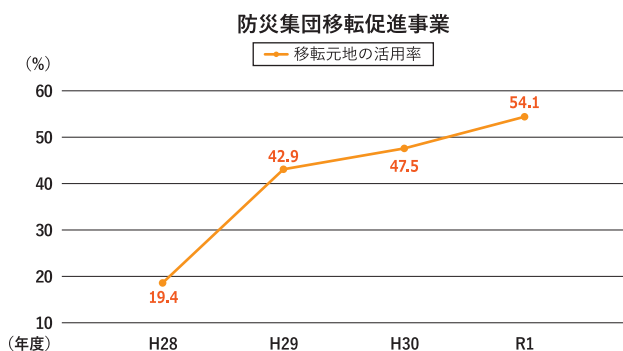
復興まちづくり組織	取組
細浦地区再生協議会	平成27年4月の「細浦地区まちづくりを考える会」以降、まちづくりの専門家の支援も得ながら、地区のまちづくり構想などについて協議した。 復興朝市の運営や平成31年に供用開始した広場の維持管理などを行っている。
基石地区復興まちづくり協議会	40回を超える協議会を開催し、まちづくりの専門家の支援も得て2次にわたる「基石地区復興まちづくり計画」の提言書を取りまとめ、土地利用計画の策定に反映させた。
中赤崎復興委員会	NPO法人日本都市計画家協会の支援を受けながら、30回近いワークショップを開催し、令和2年3月にリーフレット「中赤崎まちづくり構想2020」をまとめ、地区内の全戸に配付した。 令和2年度から、「中赤崎地区まちづくり委員会」に移行した。
永浜地域大震災復興委員会	平成28年3月に「永浜地域のまちづくり方針」を取りまとめるとともに、年2回程度活動状況の報告書を地区内の全戸に配付した。
綾里地区復興委員会	地区の土地利用計画に位置付けたコミュニティ広場の整備にあたり、設計の段階からワークショップなどで、地元のみなさんがアイデアを持ち寄り、利用や管理にいたるまで、話し合いが行われた。
浦浜・泊地区まちづくり委員会	認定NPO法人日本都市計画家協会の支援を受けながら、60回近い委員会を開催し、地区の土地利用計画に位置付けた事業(ポプラ広場の維持・管理など)を実施・継続している。 令和元年度から、「浦浜・泊地区連絡協議会」に移行した。
甫嶺地区まちづくり委員会	認定NPO法人日本都市計画家協会の支援を受けながら、60回を超える委員会を開催し、地区の土地利用計画に位置付けた事業(蕎麦の栽培など)を実施・継続している。
崎浜地区復興会議	地域集会施設「浜らいいん」の整備・運営など土地利用計画に位置付けた事業や、旧崎浜小学校跡地の利活用について協議した。「浜らいいん」の運営は、崎浜公益会として現在も継続している。

土地利用方針図に位置付けた住民・民間主体の取り組み

地区	取組
細浦	・朝市の運営 ・緑地広場の維持管理
小河原	・企業による施設整備(トマト栽培施設)
泊里・基石	・蓮田の管理 ・椿の葉集荷場 ・椿畑の整備 ・避難路の整備
中赤崎	・スポーツ交流ゾーンの検討 ・赤崎復興市の運営
綾里	・緑地広場の維持管理
甫嶺	・三陸鉄道との協働による植樹帯の整備 ・蕎麦栽培
浦浜・泊	・雄滝・雌滝の遊歩道づくり ・三陸駅～大王杉観光ルートづくり ・東屋の整備 ・結いの道(歩道整備) ・結っ小屋(地域の小さな拠点整備) ・緑地広場の維持管理 ・企業による施設整備(イチゴ栽培施設、トマト栽培施設)
崎浜	・浜らいいん(地域集会所)の運営

③ 防災集団移転促進事業による買取地の活用率

- ・ 買取地の利用55.4%（令和2年10月末現在）のうち、46.2%となる貸付けに関しては、地元企業や個人による使用のほか、復興事業に係る資材置場や現場事務所などにも使用されており、復興事業の収束に伴い貸付地の返還が考えられることから、買取地の集約や、周辺民有地との一体利用を推進し、企業誘致等を促進しながら、移転元地の活用を図る必要がある。



※防災集団移転促進事業によって買取った移転元地のうち、産業用地整備や緑地広場整備など、市が実施する事業で利用した土地、公募等によって民間や岩手県に譲渡・貸付けた土地の面積の割合。

④ 移転元地の活用に関する取り組み

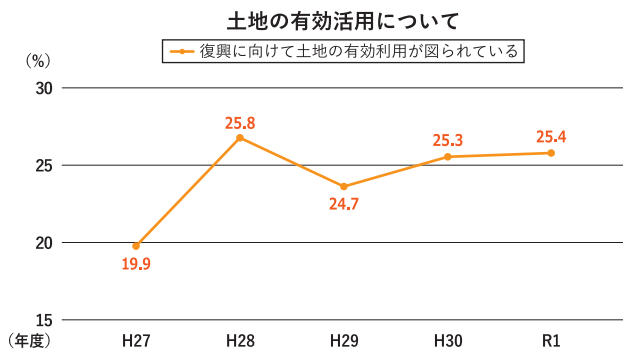
- ・ 当市では平成28年3月から、防災集団移転促進事業により買い取った市有地の有効活用を図るため、その譲渡・貸付けについて公募している。第1回は4地区72筆25,894㎡について公募し、令和2年10月末現在では、16地区383筆108,160㎡となっている。公募にあたり、貸付期間や貸付料などを規定した「大船渡市災害危険区域内における市有財産の貸付け及び譲渡に関する規則」を

定めて対応している。

- ・ さらに当市では、被災地に市の買取地と民有地が混在していることから、民有地の地権者の協力を得て、平成29年度から市内3地区において、比較的広い面積を一体的に利用できる区域を定め、事業用途による利用者を募集している。

⑤ 土地の有効利用について

- ・ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が、最近3年では25%前後となる一方、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」が4割であり、さらなる有効活用を期待する市民が多いことが伺える。



※市民意識調査の「復興に向けて土地の有効活用が図られている」との設問に、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」とした回答数の全回答数（無回答者を含む）に対する割合。



■交流、学び、情報発信の場となる「おおふなぼーと」（平成30年度）

⑥ エリアマネジメントの取り組み

- ・ 持続的なまちのにぎわいづくりに向けて、エリアマネジメントの推進母体となるまちづくり会社「㈱キャッセン大船渡」を設立したほか、同社が実施するエリアマネジメント

に協力・活動資金の拠出等を行う民間借地人に対して市有地の地代を減額する等の仕組づくりを進めた。

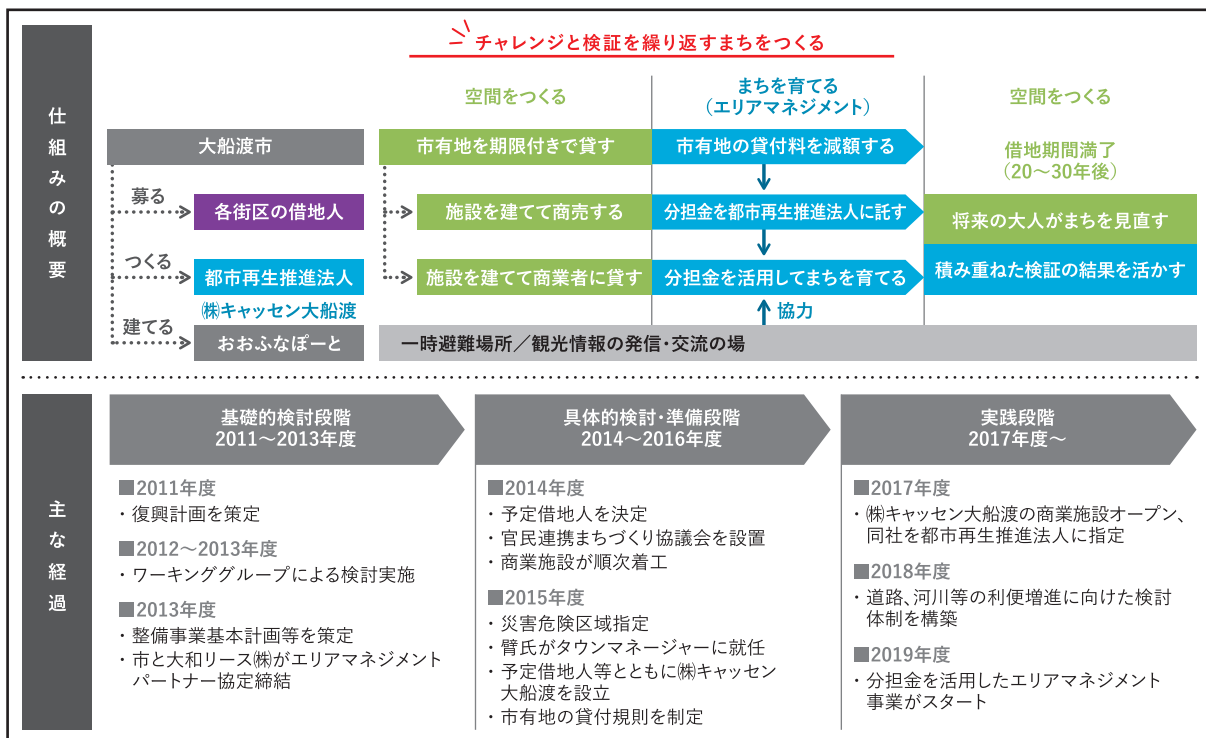


■ 景観保全：居心地の良い空間を保全するため定期的に清掃活動を実施（大船渡町須崎川）



■ 回遊性向上：市民参加型でベンチの設置や植栽を実施

大船渡地区津波復興拠点整備事業に係るエリアマネジメントの仕組み



復興の取り組みから得られた“気付き”

- 今後の災害でもいかせること ● 今後いかすために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと
- 中心市街地において市への売却希望地を早期に集約したことで大船渡駅周辺地区津波復興拠点整備事業を活用した先行的な商業区域の形成につながった。
- まちづくり会社を中心に引き続き事業者や住民の意向を踏まえつつ、協働によるまちづくりに向けた意欲の醸成を図ることが重要となる。
- ★ 復興計画を上位計画に位置付け策定した都市づくりの基本方針となる都市計画マスタープランと、既往のまちづくり計画である総合計画、さらには今後策定を進める立地適正化計画等の各種まちづくり計画との整合を図る必要がある。

(3) 都市基盤の復興

方針③: 情報通信基盤の整備を進めます。

主な事業成果

- 震災を契機に開局したおおふなとさいがいエフエムでの情報伝達の経験が、災害時に有効な情報伝達手段として地域密着型のコミュニティFM局開局につながった。
- 光通信サービス未提供地域の解消により地域間の情報格差の解消が進んだ。

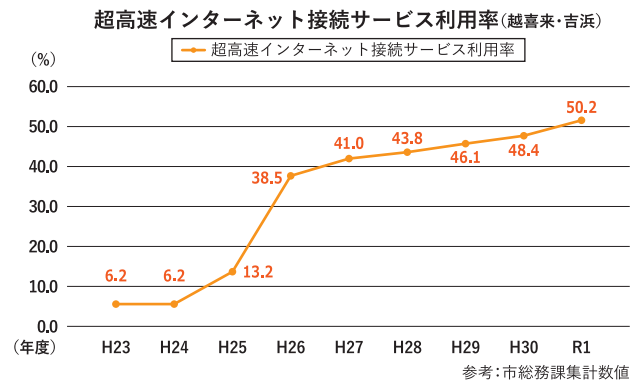
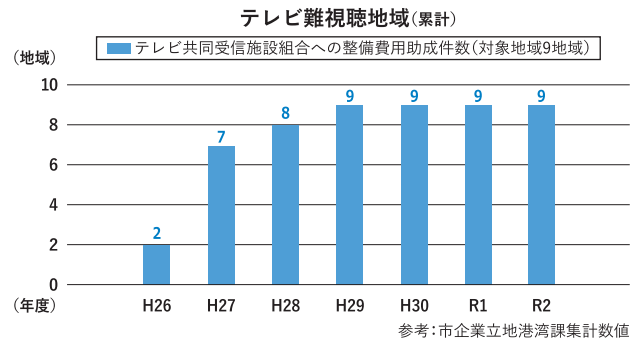
課題 [成果向上につながるポイント]

- 有事の際の有効な情報伝達手段(ラジオ等)の持続性確保

指標

① テレビ・インターネット

- ・ 当市では被災住宅の再建先がテレビ難視聴地域である場合に、共同受信施設整備に対する補助を行っており、対象地区9地域で令和2年度までに共同受信施設が整備され円滑な視聴が可能となった。
- ・ また、光通信サービス未提供の5地区のうち、平成23年11月から順次、サービスが開始されており、平成25年度で市内ほぼ全域で提供可能な状況となったが、市街地や幹線道路から遠い一部の未提供地域における整備については、継続して通信事業者に対し働きかけていく必要がある。
- ・ ブロードバンドサービスが利用できなかった越喜来地区と吉浜地区において、被災した施設が平成24年度に復旧し平成25年度から超高速インターネットサービスが利用できるようになったことで、両地区の超高速インターネット接続サービス利用率は50.2%(令和2年3月末時点)まで上昇している。
- ・ これらの整備により、テレビやインターネットで情報収集ができる環境が確保されている。



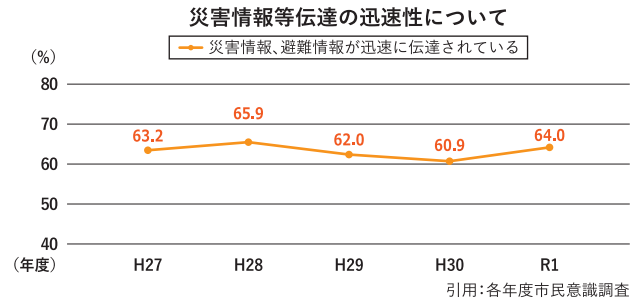
■ 防災集団移転団地のテレビ視聴環境整備を実施1



■ 防災集団移転団地のテレビ視聴環境整備を実施2

②ラジオ

- ・被災前、当市にはコミュニティFM局がなく、震災時は盛岡から放送される県内全域に関する情報しか入手できなかった。
- ・市は、ライフラインや災害復旧活動、生活に関連した各種情報を伝達するため、平成23年3月31日に「おおふなとさいがいエフエム」を開局し放送を開始した。
- ・更に、「公設民営型」のFM放送の運営を行うこととし、「防災市民メディア構築事業」により放送設備を整備した。
- ・平成25年3月末で「おおふなとさいがいエフエム」は閉局、替わって市内企業等で構成するNPO法人が運営するコミュニティFM局として「FMねまらいん」が平成25年4月に開局し、身近な地域情報を発信している。
- ・テレビ、ラジオ、インターネットの環境整備や防災行政無線の戸別受信機の全戸配布等により、「災害情報や避難情報が迅速に伝達されている」と回答した割合は60%を超えている。
- ・コミュニティFM局の開設により災害時の避難所情報や安否情報が得やすくなったが、さらなる情報の発信・収集に向け、安定的な維持管理と、必要なツールの整備に向けた取り組みが必要となる。



■おおふなとさいがいエフエムの放送風景



■FMねまらいんの放送風景

復興の取り組みから得られた“気付き”

- 今後の災害でもいかせること ● 今後いかすために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと
- 想定を超える災害においてラジオでの情報伝達が有効な手段だった。
- 有事の際、確実に情報収集・発信ができるよう、有効な情報伝達手段であるラジオをはじめ、多様な情報伝達手段を常に良好な状態に保つ必要がある。

(4) 防災まちづくり

方針①: 今回の災害による教訓を生かし、新たな防災体制を整えます。

主な事業成果

- 消防施設の復旧・新設、防災行政無線整備、道路の復旧・新設、浸水区域内の建築制限等により津波からの防災性は概ね確保された。
- 避難誘導標識等の設置により避難に対する意識啓発が図られた。
- 消防救急無線デジタル化や高機能デジタル消防指令センター等の整備により、災害に応じた消防対応能力の向上が図られるとともに、消防団も含めての安全管理・危機管理体制の充実強化が図られた。

課題 [成果向上につながるポイント]

- 地域防災計画の見直し
- 防災行政無線難聴地域の解消、戸別受信機の受信状況改善
- 隣接消防本部との指令業務共同運用
- 来訪者・外国人等への避難対応

指標

① 防災体制の整備

- ・ 震災の教訓を踏まえ、災害時要援護者への支援体制、福祉避難所の確保、避難所運営マニュアルの作成等、新たに防災体制の整備を図った。
- ・ 平成25年4月1日から「大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例」が施行され、災害危険区域における住宅や社会福祉施設等の建築及び地下室の設置を制限することとした。
- ・ 大船渡駅周辺地区では、安全な市街地を形成するため、面的な嵩上げによる基盤整備を行った。また、津波からの安全性を確保するため、地区計画によって造成された土地の高さの保全を行っている。
- ・ 津波避難ビル等の指定基準を策定し、市内4カ所を津波避難ビルとして指定した。
- ・ 台風等による河川の氾濫や土砂災害が増加しており、今後は津波災害だけでなく、土砂災害等への注意喚起や警戒避難体制を強化する必要がある。

災害時要援護者に配慮した防災体制

災害時要援護者支援制度	H25	・ 国の指針に基づく支援プランの作成着手
	H26	・ 避難行動要支援者台帳・マップのシステム導入
	H27	・ 避難行動要支援者の同意書回収
	H28	・ 避難行動要支援者台帳の整備
	H29	・ 関係機関への名簿の提供開始
福祉避難所の設置・運営	H25	・ 要援護者台帳・マップ作成に係るシステム導入
	H26	・ 福祉サービス事業等を実施している施設管理者との福祉避難所指定に係る意見交換会実施
	H28	・ 施設を管理している法人と協定締結(8団体、26事業所)

津波避難ビル

H30	大船渡市防災観光交流センター
H31(R1)	野々田アパート
R2	県営みどり町アパート
R3	サン・リアショッピングセンター



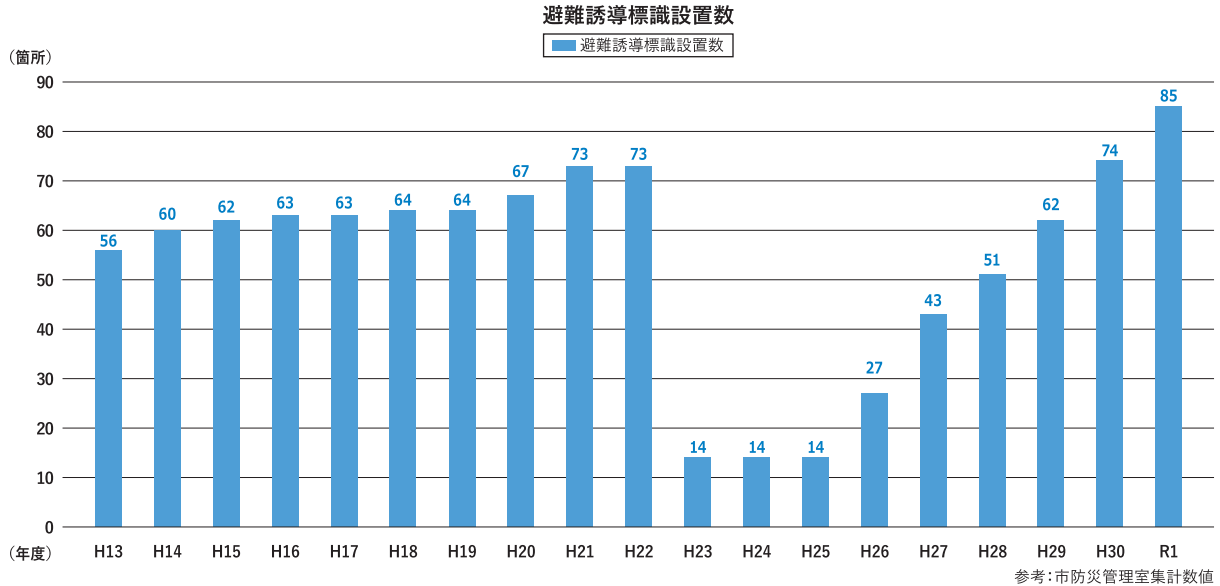
■ 高台に完成した防災センター(平成28年度)

②施設の整備

- 被災した消防屯所や消防水利、潮位観測装置等を復旧したほか、防災・市民メディアサービスの整備(FMねまらいんの開局など)などを行った。
- 防災行政無線のデジタル化とともに、戸別受信機の配布や屋外拡声子局の設置などにより受信環境を整備し、難

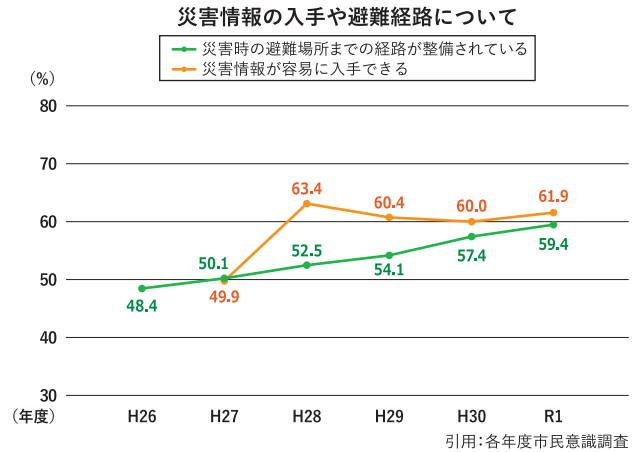
聴地域の解消を図っている。

- 避難誘導標識の設置や津波避難マップの作成及び配布により避難所や避難経路を周知しており、迅速かつ安全な避難の確保を図っている。



③情報伝達

- 災害時には、防災行政無線のほか、緊急速報メールやホームページ、ツイッターなどを活用し、災害に関する情報発信を行っている。
- 市民意識調査では「災害情報が容易に入手できる」、「災害時の避難場所までの経路が整備されている」と回答した割合が概ね6割となっており、今後も周知を図っていく必要がある。



復興の取り組みから得られた“気づき”

○ 今後の災害でもいかせること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

- 市民に対し、防災情報を確実に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域解消や戸別受信機の受信状況改善について継続して対応する必要がある。
- 来訪客・外国人等の安全かつ迅速な避難行動に対応した取り組みを推進する必要がある。(津波避難誘導標識、海抜表示、津波水位標等の多言語化など)
- ★ 復興事業後の土地利用(計画)等に対応した地域防災計画の見直しを図る必要がある。
- ★ 消防救急無線施設・設備の維持更新経費の低減化など行財政の効率化を図るため、隣接する複数の消防本部と消防指令業務の共同運用に向けた協議を進める必要がある。

(4) 防災まちづくり

方針②: 防災教育や防災訓練を積極的に推進します。

主な事業成果

- 災害記録誌や石碑、震災遺構など災害の記録を後世に伝えることで防災意識の啓発が図られた。
- 防災訓練や防災研修会を通じて自主防災組織の強化を図るとともに、教育現場における防災学習の実施により防災意識の向上に向けた取り組みが進んでいる。

課題 [成果向上につながるポイント]

- 防災学習拠点の整備や防災教育の継続
- 多様な災害を想定した防災訓練の実施

指標

① 震災記録の伝承

- ・ 平成25年10月には津波ハザードマップを作成し、過去の津波の浸水区域、第一避難場所(津波からの避難場所)、第二避難場所(避難所)の周知を図った。
- ・ 平成27年7月には市の被害状況や災害対応の記録についてとりまとめた「大船渡市東日本大震災記録誌」を発行した。
- ・ 被災前から市内各地に過去の津波被害を記録する石碑や津波石などが設置されており、震災後には東日本大震災の被害を記録する石碑等が新たに設置されている。
- ・ 大船渡駅周辺地区にある夢海公園には、被災した時計塔が震災遺構として設置された。



■ 大船渡地区に設置された石碑(平成29年度)



■ 吉浜地区に設置された石碑(平成25年度)

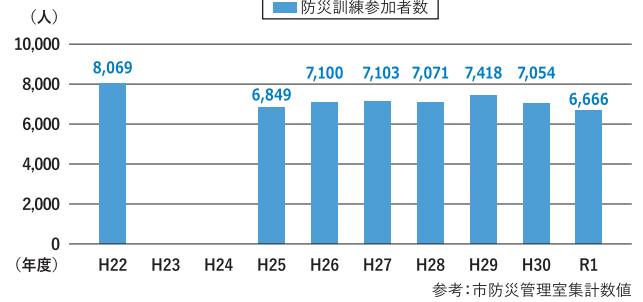


■ 夢海(ゆめみ)公園に移設された震災遺構の時計塔(大船渡町)

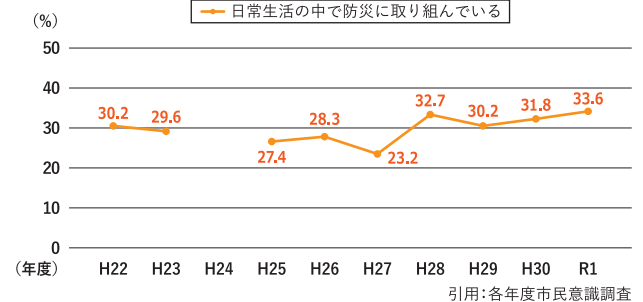
② 防災意識向上への継続的な取り組み

- ・ 毎年3月11日に東日本大震災大船渡市犠牲者追悼式を開催している。
- ・ 防災訓練は平成25年度から再開している。訓練は主に東日本大震災を想定し実施しており、毎年約7,000人が参加している。
- ・ 小中学校においても、防災の取り組みが進められており、越喜来小学校においては、平成24年度に県の支援事業を活用し「防災おきらいプラン」を作成した。また、各学校では、防災マップの作成、登下校中の避難訓練などを実施している。
- ・ 本市においては、平成26年3月に防災教育の手引きを作成、平成28年3月には防災の手引きの活用実践事例集を作成し市内小中学校に配布した。各学校では、手引きを活用し、学年に応じた防災・復興教育を継続的に実施している。
- ・ 市民意識調査では「日常生活の中で防災訓練に取り組んでいる」と回答した割合が、被災前から概ね30%前後で推移している。

防災訓練参加者数



日常生活の中で防災訓練に取り組んでいる



■地域の防災訓練の様子

復興の取り組みから得られた“気付き”

- 今後の災害でもいかなること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと
- 災害時の生き抜く力、助け合う力等を育むため、既存の教科や学校行事等も活用し、小中学校における防災教育を継続することが重要となる。
- さらなる防災意識の高揚を図るため、津波だけでなく近年多発する台風等による洪水や土砂災害を想定した防災訓練を実施する必要がある。
- ★ 防災学習拠点及び同種拠点間連携の整備(国が整備した東日本大震災津波伝承館をはじめ市内外の震災伝承拠点と連携した防災学習ネットワークの形成)を進めることが伝承活動を効果的なものとする上でも重要となる。

(4) 防災まちづくり

方針③：地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。

主な事業成果

- 自主防災組織の結成(未結成地域を解消)や市民活動団体の結成が促進されたことで自主的なまちづくり活動の強化が図られた。
- 早期にボランティアの受け入れ体制を整えたことにより、時間とともに変化する被災者のニーズとボランティア活動のマッチングを円滑に行うことができ、効率的・効果的に災害復旧や被災者の生活再建支援を行うことができた。

課題 [成果向上につながるポイント]

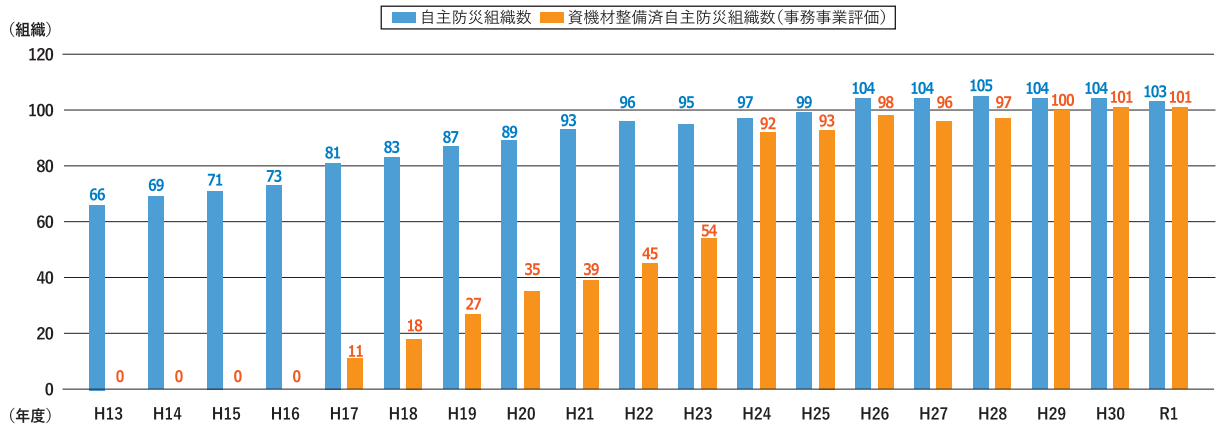
- 地域防災力の強化
- 市民活動の促進と支援組織の強化
- ボランティア等の受け入れ体制の整備

指標

① 自主防災組織

- ・ 自主防災組織は震災以降も増加しており、令和元年度での結成数は103組織となっている。
- ・ 自主防災組織の未結成地域は、令和元年度で24地域あり、引き続き結成に向けた取り組みを行う必要がある。
- ・ 防災資器材の購入に係る補助金の交付、防災士養成研修会参加費の負担のほか、防災に係る研修会への参加や支援制度の活用などにより、自主防災組織の体制強化及び活動の活性化を図る。

自主防災組織の状況



■ 市民活動まつりの様子(平成30年度)

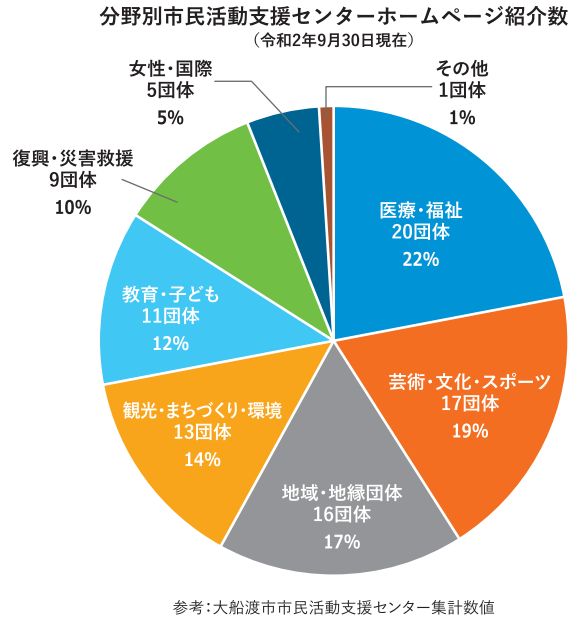
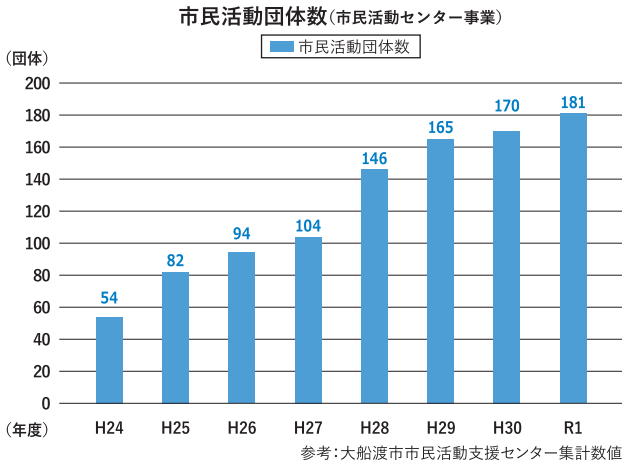


■ 市民活動まつりの様子(平成30年度)

② 市民活動

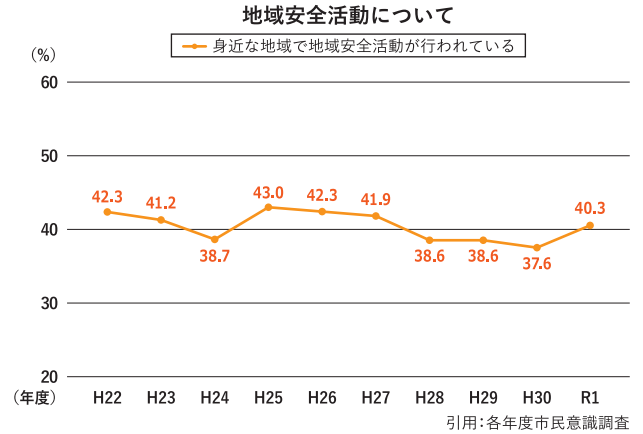
- 市民活動団体数は平成24年度以降大幅に増加し、団体数は約3倍となっている。
- 市は市民活動の活性化、公益団体との連携及び行政との協働を図るため、市民活動支援センターを平成25年度

に設置し、公設民営の運営形態で市民活動団体の活動支援を行っており、現在、医療・福祉、地域・地縁団体、芸術・文化・スポーツなど様々な分野の団体が活動を展開している。



③ 地域とのかかわり

- 市民意識調査では「身近な地域で地域安全活動が行われている」と回答した割合は概ね40%前後で推移している。
- 地域住民と市民活動団体との連携を図り、地域コミュニティの強化による自主防災組織の活性化を図るべきとした意見がある。



復興の取り組みから得られた“気づき”

○ 今後の災害でもいかせること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

- 住民主体によるコミュニティ運営など既存活動の活性化や新たな市民活動の誘発につなげられるよう、中間支援組織である市民活動支援センターと市関係部署との連携強化や、中間支援組織としての機能強化に向けたセンター職員のスキルアップを図る必要がある。
- 発災後、ボランティア参加希望や被災者からの支援要請が急増することから、早急に災害ボランティアセンターを設置し受入れ体制を整えることが重要となる。
- ★ 地域防災力の向上に向けた自主防災組織のさらなる活性化と未結成地域の解消に向けた取り組みの強化が必要となっている。

(4) 防災まちづくり

方針④：ライフラインや交通・物流などの機能を強化します。

主な事業成果

- 各地区の中核となる避難所に防災倉庫を整備し、防災資機材や食料等の備蓄を行うことで災害への備えが促進された。
- 太陽光発電やバイオマス発電など再生可能エネルギーの導入を促進することで、市全体のライフライン等の機能強化が図られた。
- 緊急物資、人員等の海上輸送を確保するため野々田ふ頭1バースの耐震強化について港湾計画を変更した。

課題 [成果向上につながるポイント]

- 環境未来都市の構築に向けた取り組み継続
- 協定締結先からの支援受入れ体制整備
- 港湾施設耐震化の事業主体となる県に対し、早期の整備についての要望

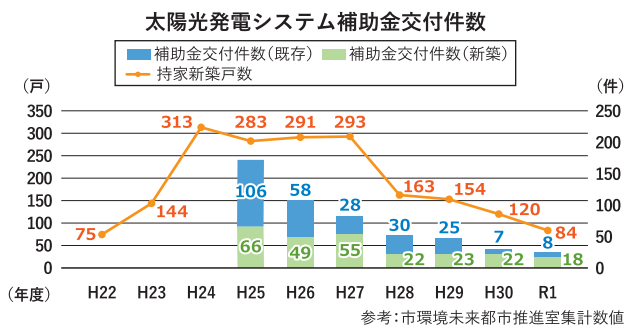
指標

① 災害への備え

- ・ 当市ではガスはプロパンガスであったために発災直後でも使用可能であったが、電気は送電柱、送電網の被災により停電が長期化し、復旧までに1か月以上を要した。
- ・ 震災の教訓を踏まえ、災害用備蓄倉庫を市内の中核的避難所など18カ所に設置するとともに、災害時の電力確保のため、学校や災害時の拠点となる施設に蓄電池付帯太陽光発電システムを設置した。

② 再生可能エネルギーの普及

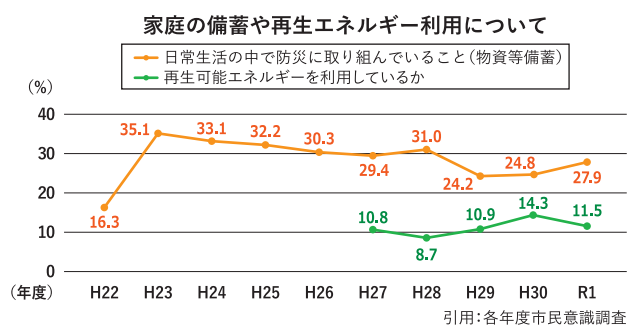
- ・ 各家庭への再生可能エネルギーの普及を図るため、市は平成25年度から住宅用太陽光発電システムの設置への助成を実施している。
- ・ 補助件数の推移をみると、平成25年度以降、件数が減少しており、持家新築戸数が今後は減少することと併せると、太陽光発電システムの導入もさらに減少すると見込まれる。



■五葉山太陽光発電所(平成27年度)

- ・ また、気仙2市1町で取り組んでいる「環境未来都市」の取り組みの一環として、五葉山太陽光発電所の開設を支援し、平成27年8月から発電所が本格稼働している。

- ・ 市民意識調査から各家庭の備蓄の取り組みや再生エネルギー利用状況を見ると、備蓄については被災前と比較して取り組んでいる割合が多くなってはいるが、30%程度に留まっており、平成23年度以降、微減している。
- ・ また、再生可能エネルギー利用は10%台に留まっている。
- ・ 各家庭における物資等の備蓄をはじめとする防災対策の推進に向けた意識啓発が必要である。



復興の取り組みから得られた“気付き”

○ 今後の災害でもいかせること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

○ 超高齢化社会に対応した地域づくりの推進など国が構想する環境未来都市の構築に向け、再生可能エネルギーと医療福祉保健連携システムの普及促進を継続していく必要がある。

★ 協定締結先からの人的及び物的支援等を速やかに受け入れるための体制整備を図る必要がある。

(4) 防災まちづくり

方針⑤: 広域的な観点を重視した災害時の応援・サポート体制を整えます。

主な事業成果

- 震災前からの自治体間交流(銀河連邦交流)による関係構築が、発災直後からの人的、物的、金銭的支援という形で当市の復旧復興の早期着手につながった。
- 自治体間及び民間企業との広域的な相互応援体制、協力体制の整備が促進された。

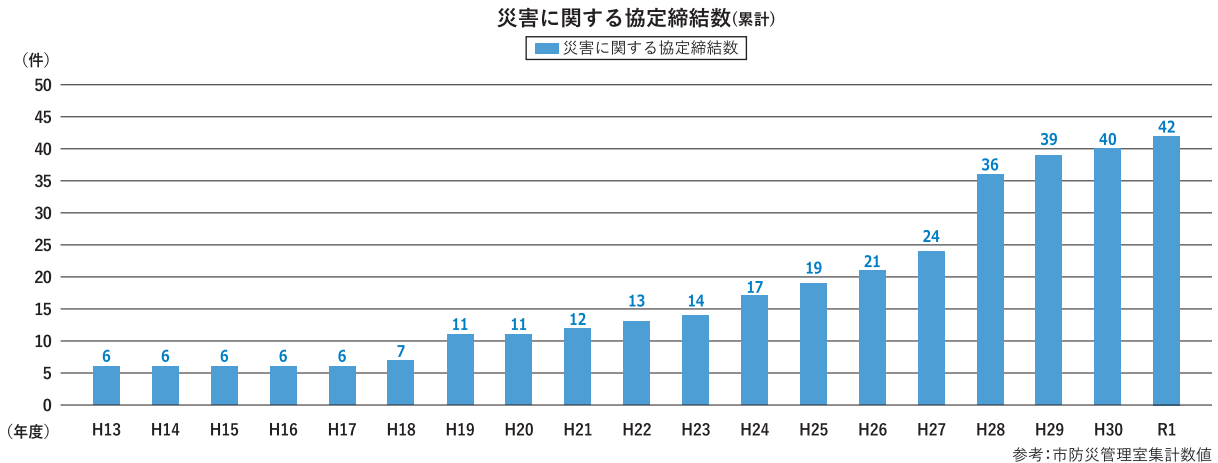
課題 [成果向上につながるポイント]

- 新たな友好都市との支援ネットワークの構築
- 災害の種類や規模に応じた相互応援体制の調整

指標

① 災害に関する協定

- ・ 災害に関する協定の締結数は被災前の約3倍である。
- ・ 震災を機に、多くの民間事業者や他の自治体と協定を締結しており、災害時の支援体制が強化されている。
- ・ 岩手県内の市町村と、大規模災害時における相互応援に関する協定を締結している。



災害に関する協定

協定の内容	協定数
廃棄物処理、し尿処理	2
地図情報の提供、空撮	2
物資、食料、飲料水等の調達	6
医療救護活動	2
郵便事業・物資等輸送	2
宿泊施設への避難者受入	1
施設、用地の地域利用	3
燃料等の供給	3
公共施設、インフラ施設等の応急復旧業務	2
他の自治体との相互応援	9
福祉避難所	8
災害に係る情報発信	1
電動車両等の貸与	1

参考:市防災管理室集計数値

② 各自治体の支援

- ・ 発災直後から銀河連邦構成市町には、業務に精通した土木職、行政事務職、保健師等の派遣を受けたことから、災害復旧、水道給水、支援物資管理、災害義援金給付事務及び保健活動等、速やかな各種支援活動の実施につながった。
- ・ さらに、相模原市と浜松市からそれぞれまちづくりや土地区画整理事業に係る専門職員を長期的に継続派遣いただいたことで、早期復興に向けた推進体制の整備・強化が図られた。

- ・ 銀河連邦は、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) の研究施設が縁で交流を始めた5市2町で構成される組織である(構成自治体は大船渡市の他、北海道大樹町、宮城県角田市、秋田県能代市、神奈川県相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町)。
- ・ 銀河連邦を構成する自治体の間では「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定」が結ばれている。
- ・ 災害時応援協定は近隣の自治体同士で結ばれることが多い中、銀河連邦での災害時応援協定は、構成自治体が全国に分散していたことから、東日本大震災のような激甚災害においても、災害の影響が少ない自治体からの応援を得ることが可能となった。

③ 震災を契機としたボランティア団体や市民活動団体の設立

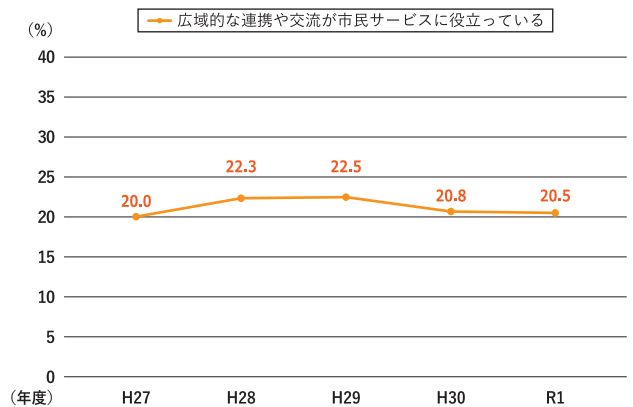
- ・ 大船渡市が市民による復興活動促進の基盤構築等を目的に設立した「市民活動支援センター」が把握する市民活動団体の多くが震災後に設立された団体であり、支援センターを通じて震災前から活動している各種団体との交流や情報交換を行い、ネットワークを強化している。
- ・ 市民意識調査では「広域的な連携や交流が市民サービスに役立っている」と回答する割合が約2割となっているが、市民へのサポート体制を継続・向上させていくためには、各団体の活動の継続と発展が必要となる。

震災以降に設立された市民活動団体

分野	団体数
医療・福祉	20
観光・まちづくり・環境	13
女性・国際	5
地域・地縁団体	16
教育・子ども	11
芸術・文化・スポーツ	17
復興・災害救援	9
その他	1

参考:大船渡市市民活動支援センター集計数値

広域的な連携や交流が市民サービスに役立っていると考える人の割合(%)



引用:各年度市民意識調査

復興の取り組みから得られた“気づき”

○ 今後の災害でもいかせること ● 今後いかにするために改善が必要なこと ★ 復興計画期間後に引き継ぐこと

- 災害の種類(地震・津波・土砂災害等)や規模によって対応も異なることから、被害状況等に応じた応援体制の調整を図る必要がある。
- ★ 銀河連邦構成市町のネットワークを参考に、新たに相互応援等の協定を締結した友好都市間における支援ネットワークの構築について検討を進める必要がある。